

## 【研究報告】

### ラオス法制度の概要

法務総合研究所

国際協力部教官 工藤 恭裕

国際協力部教官 山下 輝年

前教官 榊原 一夫

国際協力部は、ラオスに対する法整備支援の企画及び立案のため、これまで数次にわたって教官をJICA短期派遣専門家としてラオスに出張させ、必要な調査研究に当たらせている。本報告は、これらの現地調査の結果や、ラオス法律関係者を対象として日本国内で実施した研修などを通じて得られた情報を基に（平成14年3月時点）、ラオスの司法制度及び法体系の概要をとりまとめたものである。



メコン川の夕陽（ラオス）

## 目 次

第1部	ラオスの統治機構と司法制度	7
第1	統治機構の概要	7
第2	立法－国会	7
第3	行政	11
1	国家主席	11
2	政府	11
3	司法省	13
4	地方行政	14
第4	司法	15
1	概要	15
2	人民裁判所	15
3	人民検察院	19
4	弁護士制度	21
別紙1～9		24
第2部	ラオスの法体系と立法手続	44
第1	法体系の概要	44
第2	立法手続	45
1	法律草案作成過程	46
2	政府発案による立法過程	46
3	所管官庁による草案作成	47
4	司法省における法的審査	47
5	首相府における政治的・法的審査及び大臣会議による承認	49
6	国会での法律草案の審議及び採択	50
7	国家主席による法律の公布	50
8	立法手続における国民参加	51
第3	立法手続における問題点	51

## 第1部 ラオスの統治機構と司法制度

### 第1 統治機構の概要

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）は、1975年の建国以来、政治的には人民革命党の一党独裁体制のもとで民主集中制を採用した社会主義体制を継続している。

しかし、1980年代半ば以降の社会主義改革の流れは、ラオスにも影響を及ぼし、1986年、当時のカイソン国家主席が、「チンタナカーン・マイ（新思考）」という政策指針を打ち出して、全方位外交を開始し、また、経済的には、「ラポップ・マイ（新経済メカニズム：New Economic Mechanism）」政策を打ち出し、政府は、以後、市場経済への移行を支持する新しい法制度の構築を推進し、1997年7月にはASEANへの正式加盟を果たした。

ラオスは、1975年の建国以来、憲法を有していなかったが、この新しい法制度構築推進の中で、1991年8月14日、人民最高議会（当時：People's Supreme Assembly、現在の国会：National Assembly）第2期第6通常国会において、現行憲法を採択し、翌15日、公布した。

現行憲法において、人民革命党が政治体制の中核であるとされ（憲法第3条）、統治機構は立法機関である国会、国家元首である国家主席、行政機関である政府、司法機関である人民裁判所及び人民検察院で構成されている。

現行憲法下において、ラオスは、形式的には立法、行政、司法の三権が分けられた体制を採っているが、三権相互のチェック・アンド・バランスの体制にはなく、特に、立法機関である国会が、行政及び司法の各部を監督する権限を有する一方で、その権限を抑制する制度がないことから、国会に権力が集中した体制となっている（統治機構の概要については、別紙1「ラオス人民民主共和国統治機構図」参照）。

したがって、概念的には、本来国会が三権を有しているが、行政作用と司法作用を各機関に分配していると理解すべきで、これを「権限分配の理論」と称している。

なお、2002年2月24日に選挙された国会議員による第5期国会において、憲法改正が審議される予定である。

### 第2 立法－国会

#### 1 権限及び責務

国会は、一院制で、国家の重要課題を決定する立法機関であり、行政・司法機関の活動を監督・監視する（憲法第39条）。

国会の権限及び責務は

- ① 憲法を制定・承認・改正すること
- ② 法律を審議・承認・改正・廃止すること
- ③ 税と関税を決定・変更・廃止すること
- ④ 国家の社会経済的発展のための戦略的計画と予算を審議・承認すること

- ⑤ 国会常任委員会の提言に基づいて、国家主席と国家副主席を選出又は解任すること
- ⑥ 国家主席の提言に基づいて、大臣の指名又は解任を審議・承認すること
- ⑦ 国会常任委員会の提言に基づいて、最高人民裁判所長官及び検事総長を任命又は解任すること
- ⑧ 首相の提言に基づいて、各省又はこれに相当する機関\*1、プロビンス、市の設置と廃止を承認し、又はプロビンスや市の境界を確定すること
- ⑨ 大赦を承認すること
- ⑩ 条約を批准・破棄すること
- ⑪ 戦争又は平和に関する決定を行うこと
- ⑫ 憲法や法律の遵守を監督すること
- ⑬ 法律の定めるその他の事項

である（憲法第40条）。

国会の権限のうち、憲法改正については、会期中の国会のみが憲法改正の権限を有し、改正には国会議員総数の3分の2以上の賛成が必要である（同第80条）とされている。

また、国会に対し、法案を提出する権限を有するのは

- ・ 国家主席
- ・ 国会常任委員会
- ・ 政府
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 検事総長
- ・ ラオス婦人同盟、ラオス革命青年同盟、労働組合のような中央レベル大衆組織

とされている（同第46条）。

なお、現行法律は、すべて政府発案によるものである（立法手続については、第2部「ラオスの法体系と立法手続」参照）。

## 2 組織

### (1) 概要

国会は、選出された議員の任期ごとに、期を分けて数えられており、第1期は1975年から1989年まで、第2期は1989年から1993年まで、第3期は1993年から1997年まで、第4期は1997年から2002年までであった。第4期は、2002年11月までが任期の予定であったが、憲法改正を新たな構成の国会によって行うこととするため、第5期国会議員の選挙は2002年2月24日に繰り上げられた。なお、第2期以前は、人民最高議会と呼ばれていた。

現行憲法によると国会は一院制であり

- ・ 議員

---

\*1 国立銀行などがこれに当たる（別紙1「ラオス人民民主共和国統治機構図」参照）。

- ・ 議長
- ・ 1名又は2名の副議長
- ・ 常任委員会
- ・ 委員会
- ・ 事務局

から構成される（国会法第6条）（別紙2「ラオス国会」参照）。

## (2) 議員

国会議員は、普通、平等、直接かつ秘密の選挙により選出される（憲法第4条）。選挙権は18歳以上の者に、被選挙権は21歳以上の者にそれぞれ認められる（同第23条）。

国会議員選挙法により、国会議員の定数は5万人当たり1名の議員と定められており（ただし、各選挙区から最低3名は選出される。国会議員選挙法第7条）、第4期国会の定員は99名であったが、第5期国会においては109名である。

国会議員の任期は5年である（同第41条）。

国会が、行政・司法組織の活動を監督することとされている（同第39条）ことから、国会議員は、首相、その他の大臣、最高人民裁判所長官又は検事総長を尋問することができる（同第50条）。

国会議員は、国会（その休会中は国会常任委員会）の承認なく、起訴・勾留されることはない（同第51条）。

各委員会の委員長、副委員長等を務める議員を除き、議員は、国会閉会中、兼務している他の職務を行うか、プロビンスレベルに置かれている地元の国会議員事務所において勤務している。

2002年2月24日の選挙により選出された国会議員の名簿は、別紙3を参照。

## (3) 議長及び副議長

国会は、議長及び副議長を選出し（国会法第11条）、議長及び副議長は、それぞれ常任委員会の委員長及び副委員長を兼務する（憲法第42条、国会法第23条）。

## (4) 常任委員会

国会は、委員長、副委員長及び所定数の議員で構成される常任委員会を選出する（憲法第42条）。

委員数については、国会法にも、相当数とされ（国会法第26条）、定数の定めはないが、第4期国会においては、委員長以下7名の構成であった。

常任委員会は、

- ・ 国会の招集（憲法第43条第4号）
- ・ 憲法や各法律の規定を解釈・説明（同第2号）

するといった重要な権限に加え、国会休会中においては、国会に代わり

- ・ 行政・司法組織を監督（同条第3号）

する権限を有する上

- ・ 国会に対する，国家主席及び国家副主席並びに最高人民裁判所長官及び検事総長の任免の提案権（憲法第40条）
- ・ 最高人民裁判所長官以外の裁判官（同第67条）及び最高人民検察院<sup>\*2</sup>次長検事（同第73条第2項）の任免権

といった国家の重要ポストの任免提案権又は任免権を有し，国家主席に対しては，国家主席令・布告の提案権（同第53条第2号）を有している。

#### (5) 委員会

国会には，国会及び同常任委員会の法案等の審議，並びに行政及び司法の監督を補助するため，相当数の委員会が設置される（憲法第49条，国会法第33条）。

現在，常設の委員会は

- ・ 国防委員会（Committee on National Defense）<sup>\*3</sup>
- ・ 法務委員会（Law Committee）
- ・ 経済金融委員会（Economic and Financial Committee）
- ・ 文化社会委員会（Cultural and Social Committee）
- ・ 少数民族委員会（Committee on Ethnic Affairs）
- ・ 外務委員会（Committee on Foreign Affairs）

の6委員会であり（同第36条第1項），このほか，必要がある場合，常任委員会は，特別委員会を設置することができる（同条第2項）。

行政機関等から，常任委員会に提出された法解釈に関する質問に対しては，法務委員会に付託される。同委員会の主要な役割は

- ・ 法律案の起草
- ・ 法律の普及
- ・ 法律の解釈
- ・ 法律の執行の監督
- ・ 司法に対する監督

である。

#### (6) 会期

国会は，原則として，年2回の通常議会（Ordinary session）を開催し（憲法第44条第1項），1回の会期は20日間である。また，常任委員会は，必要な場合に，臨時議会（Extraordinary session）を開催することができる（同条第2項）。

通常議会の開催時期は，2月と9月とされている（国会法第12条）。

---

\*2 ラオ語では，オンカン・アティット・アンニャカン，英語では，the Office of Public Prosecutor General であるので，直訳すれば，検事総長局となるが，日本の最高検察庁に該当する組織であるので，最高人民検察院の訳語を使用する。

\*3 なお，1993年当時の国会法では，国防委員会は存在せず，総務委員会（Secretariat Committee）となっている。これについては，国会法務委員会の下にある法務部長に確認したところ，総務委員会を事務局に改編し，新たに国防委員会を新設したが，これに伴う法改正を行っていないということであった。

このほか、国会法では、国会選挙後最初に招集される招集議会（国会法第9条～11条）、国家の重要・偶発・緊急問題を審議及び決議する特別議会（Special session）を規定している。

国会の定足数は、過半数の議員の出席を要し（憲法第45条第1項）、その議決は、原則として、出席議員の過半数により決せられる（同条第2項）。しかし、国家主席の選出の場合は、出席議員の3分の2以上の賛成を必要（同第54条）とし、憲法改正の場合は、議員総数の3分の2以上の賛成を必要とする（同第80条）。

### 第3 行政

#### 1 国家主席

国家主席は、国家元首であり、国内外においてラオス国民を代表する（憲法第52条）。

なお、国家主席は、前述のとおり、国会の出席議員の3分の2以上の賛成多数により、任命され、また解任される（同第54条）。

国家主席の権限は、憲法上

- ・ 憲法及び法律を公布すること。
- ・ 国会常任委員会の提言に基づいて、国家主席令及び同布告を發布すること。
- ・ 国会の承認又は不信任決議に基づき、首相及び大臣を任命又は解任すること。
- ・ 首相の提言に基づいて、各プロビンスの知事と各市の市長を任命・転任・解任すること。
- ・ 外国と署名を交わした条約や協定の批准又は破棄を公布すること。
- ・ 外国に対するラオス人民民主共和国の全権代表者を任命したり、外国から全権代表者を召還し、またラオス人民民主共和国に派遣された外国の全権代表者を受け入れること。

などと規定されている（同第53条）。

国家主席は、自己を補佐し、自己の不在時には代理として業務を行う国家副主席を置くことができ、国家副主席は、国会の出席議員の過半数の賛成をもって、選出される（同第55条）。

#### 2 政府

政府は、国家の行政組織として、政治、経済、文化、社会、国防と保安、外交といったあらゆる分野において、国家の義務の遂行を統一管理する（憲法第56条）。

政府の任務と権限は、憲法第57条において

1. 憲法、法律、国会の決議、並びに国家主席令及び国家主席布告を実行すること。
2. 国会に法律案を、また国家主席に国家主席令及び国家主席布告の案を提出すること。
3. 社会経済的発展のための戦略的プランと国の年次予算とを作成し、これらを

国会に提出して審議・承認を受けること。

4. 社会経済・科学・技術の分野における管理と国防・保安，外交問題について命令や決定を下すこと。
5. すべての支部と地方行政組織の管理組織の業務を編成・指導・管理すること。
6. 軍隊及び治安部隊を編成・管理すること。
7. 外国との条約や契約に署名し，その実行を指導すること。
8. 各省及び省に相当する機関，政府付属機関並びに地方行政組織の決定や命令が法に矛盾していた場合に，これらを停止又は取り消すこと。
9. 法の定めに従い，その他の権限を行使し，その他の義務を果たすこと。

と規定されている。

政府は，首相，副首相，大臣及び省に相当する委員会の議長で構成される合議体であり，その任期は5年である（憲法第58条）。

首相は，国会の承認の上，国家主席によって指名され（同第59条），政府の長として，政府の業務を指導・管理し，各省及び省に相当する機関並びにその他の政府付属機関の業務を指導しつつ，政府を代表し，各プロビンスの知事と各市の市長の業務を指導する（同第60条第1項）。

また，首相は，副首相と省に相当する委員会の副委員長，副知事，副市長，地区の長を指名する（同条第2項）。

副首相は，首相の補佐役であり，首相は，特に首相不在時に首相に代わり業務を行う副首相を指名することができる（同条第3項）。

その他の大臣については，国会の承認を受け，国家主席により任免される（同第53条第3号）。

ラオスにおける国会と政府の関係の特色として，憲法第61条により

国会は，国会常任委員会又は国会の議員総数の4分の1以上が，政府又は政府のいずれかの構成員に対する不信任を提起した場合は，その不信任投票を実施することができる。

国家主席は，国会が政府に対する不信任投票を採択後24時間以内に，国会に対しその問題を再審議するよう要請することができ，この再審議は，最初の審議から48時間以内に行わなければならない。

再投票でも不信任が可決された場合，政府は総辞職しなければならない。とされ，政府及びその構成員に対する不信任決議権が国会に認められていることを挙げることができる。

政府の下には，省及びこれと同格の組織が設置されている（別紙1「ラオス人民民主共和国統治機構図」参照）。



### 3 司法省

#### (1) 沿革

司法省は、1975年の建国時、中央政府の行政組織として設置され、裁判所及び検察院も司法省の一部局として組織されていた。

なお、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、1983年に司法省から独立し、さらに、1990年1月に人民検察院全体が最高人民裁判所から独立した。

その後、ラオス憲法が1991年に制定され、最高人民裁判所と人民検察院が、名実ともに司法省から独立した組織となったが\*4、下級裁判所の予算及び人事については、それ以降も、司法省の監督下に置かれている。

司法省は、1992年以降、中央政府における党と政府の政策を法律、規則等に具体化し、ラオス法制度発展のための研究と提言、法律の起草、法律の普及等を主要な任務とする省庁として位置付けられ、その後の社会情勢等の進展に伴い、具体的な任務と権限には変更が加えられてきたが、現在の司法省の所掌事務及び権限並びに組織は、2000年7月31日付け首相布告第110号により規定されている（別紙5参照）。

#### (2) 所掌事務及び権限並びに組織

前記首相布告第110号は、別紙5のとおり、その第1条で、司法省は、政府部内の中央行政組織であり、法の科学的研究、法及び法制度、法の起草・作成・運用及び普及、司法制度の運営、法の支配の強化、国家の安全及び建設、人民民主制度の建設及び発展、並びに安定的・市民的平等社会の保障に貢献する法の下における国民の平等な権利と義務の管理及び保障に対し責務を有すると規定し、第2条以下に、その所掌事務及び権限並びに組織を規定している。

具体的に、司法省の主要な所掌事務は、法令の起草、他省庁作成の法案の審査、他省庁の実施する事務に対する法的助言、国民の法律に対する認識と遵守意識を高めるための法律の普及、下級人民裁判所の運営（予算・人事面）、判決の執行、公証人役場及び経済仲裁機構の管理・監督などである。

これらの事務を分掌する司法省の現行組織は、別紙6のとおり

1. 大臣官房
2. 組織人事局
3. 法制局
4. 法律普及局
5. 司法行政局
6. 公証人局
7. 判決執行局

の1官房6局、及び局相当の

経済仲裁部

が設けられているほか

---

\*4 最高人民裁判所と人民検察院の独立の経緯及び形態については、なお確認が必要である。

法律研究センター

司法研修所

が設置されている\*5。

なお、主要な局等の組織概要及び所掌事務については、別紙7のとおりである。

### (3) 問題点

司法省の抱える問題点は、他の司法関連組織と同様に、人材が、質及び量ともに不足していること及び事務用資材・機材の不足により円滑な事務の遂行が困難なことである。

特に、人材面については、1975年の革命後約10年間、国内における法学教育の空白があり、十分な法学教育を受けた人材は、局部長以上の幹部クラスの一部と、開放政策後、欧米に留学した経験を有する一部の若手職員に認められるのみである。

また、ラオスでは、近年のASEAN加盟などの流れの中で、法制度への改革が急務であるという意識の醸成とともに、司法省の職員数を急速に増大させている。

4、5年前、司法省の本省の全職員数は65名程度であったが、現在は130名となっており、増加した人材の供給源の大半が、ラオス国立大学法政治学部の新卒者であることから、実務経験年数が5年以下の若手が、司法省の職員の大半を占めている。

## 4 地方行政

ラオスにおける現在の地方行政組織は、プロビンス\*6、特別市、ディストリクト\*7、村\*8である（憲法第62条）。

特別市は、プロビンスと同格の組織とされている。

各組織には、知事、市長、ディストリクト長、村長が置かれるが、知事及び市長は、国家主席が任免し（同第53条）、ディストリクト長は、首相が指名する（同第60条）。

地方行政組織は、中央政府の監督下に置かれており（同第57条第5号、第60条第1

---

\*5 ただ、現行組織のうち、法律研究センター（Law Research Center）及び司法研修所（Judicial Training Center）は、最新の前記首相布告第110号では局相当の組織として規定されていない（第5条）が、それ以前の1999年11月2日付け首相布告第194号では局相当の組織として規定されており、詳細については明らかではない。この間に、これら二つの組織の必要性について議論があったようである。

\*6 プロビンスのラオス語は、クエン（Khoueng）であり、中国語の「県」が語源であるとされていることから、この地方行政区分について、日本語訳を「県」とするものが多い。

また、「省」とする訳もあるが、これは、中央政府の省（Ministry）と混同を招く。

一方、特別市のラオス語は、カンペン・ナコーン Kampheng nakhon であるが、英語訳を Municipality とするものもあれば、日本の県にあたる Prefecture とするものもある。

そこで、混乱を避けるため、ラオス語のクエン（Khoueng）にあたる地方行政区分は、その英語訳が、すべて Province で統一されているため、そのまま「プロビンス」とし、ラオス語のカンペン・ナコーン（Kampheng nakhon）にあたる地方行政区分には、「特別市」の訳語を当てることとした。

\*7 ラオス語 Muang、英語 District

\*8 ラオス語 Ban、英語 Village

項)、住民を代表する議会を有していない。

地方行政組織ではないが、ヴィエンチャン特別市の北東約50キロメートルの位置に中央政府直轄のサイソンブン特別区が置かれ、司法組織等については、プロビンス級としての扱いを受けている(別紙8参照)。

なお、2002年2月時点における地方行政単位は、プロビンス16、特別市1(ヴィエンチャン)、特別区1(サイソンブン特別区)、ディストリクト139、村が11,564であるが、ディストリクトと村の新設及び廃止は、頻繁に実施されているようである。

## 第4 司法

### 1 概要

前述したとおり、ラオス憲法は、ヴェトナムと同様、司法を人民裁判所と人民検察院の二つの組織から構成されるとしている(憲法第8章)。

また、国会が、行政機関と同様、司法機関をも監督する(同第39条)。

### 2 人民裁判所

#### (1) 裁判制度の概要

ラオスの裁判所は、中央に設置された最高人民裁判所、地方の行政区画に対応して設置されたプロビンス級人民裁判所及びディストリクト人民裁判所と、軍事裁判所から構成される(憲法第65条)(別紙9参照)。

ラオスの裁判制度は、三級二審制である。

第一級は、ディストリクト人民裁判所であり、第二級は、プロビンス級人民裁判所である。

これらのディストリクト人民裁判所及びプロビンス級人民裁判所が、原則として、第一審の管轄を有する。

ただし、プロビンス級人民裁判所は、ディストリクト人民裁判所が第一審の判決を下した事件について、控訴審を担当する。

第三級は、ヴィエンチャンに設置された最高人民裁判所であり、原則として、プロビンス級人民裁判所が判決を下した事件について、控訴審を担当する。

人民裁判所は、合議体で審理し判決を下すこととされ、審理や判決を下すに当たり、裁判官は独立の立場にあり、法に従ってのみ行動しなければならないと裁判官の独立が、憲法上保障されている(同第68条)。

裁判手続は、法に定められた場合を除き、公開で行わなければならない(同第69条)。

合議体は、1名を裁判長とし、他に2名を法廷の構成員とする3名の裁判官で構成される(人民裁判所法第8条)<sup>\*9</sup>。

---

\*9 1991年に人民裁判所法及び両訴訟法が改正されるまでは、職業裁判官1名及び参審員2名により合議体が形成されていた。

また、裁判官には、人民裁判所法第32条により

裁判官は、事前に国会常任委員会による承認を得ない限り、逮捕又は刑事告発されることはない。

いかなるレベルの裁判所であれ、人民裁判所の裁判官を緊急に逮捕する必要がある場合、これを国会常任委員会に直ちに報告し、その後の手続について指示を仰がなくてはならない。

下級人民裁判所の裁判官を逮捕した場合、更に、司法省に報告しなくてはならない。

とされ、不逮捕特権の保障がある。

## (2) 裁判官の任免

最高人民裁判所（以下「最高裁」という。）長官は、国会常任委員会の提案に基づき、国会が任免し（憲法第40条第7号）、任期は5年である。

その他の最高裁裁判官は、最高裁長官の指名に基づき、国会常任委員会が任免する（同第67条）。

最高裁以外のプロビンス級人民裁判所及びディストリクト人民裁判所の裁判官についても、憲法上、国会常任委員会が任免する（同第67条）こととされているが、実際は、司法大臣が任免しており<sup>\*10</sup>、法律論から言えば、このような下級裁判官に上記身分保障規定が適用されるか否か、疑問なしとしない。

なお、裁判官の任命資格については、人民裁判所法第30条に

裁判官は、資格があり、有能、正直かつ率直な23歳以上のラオス国民で、一定の法律知識を有する者とする。

人民裁判所の所長は、25歳以上でなければならない。

と規定されるのみで、明確な任命基準の定めがない。

## (3) ディストリクト人民裁判所

ディストリクト人民裁判所は、現時点では132設置されているのみで<sup>\*11</sup>、設置されていないディストリクトが11ある。

ディストリクト人民裁判所は、1名の所長及び裁判官で構成される（人民裁判所法第18条）が、大都市部を除き、合議体を構成できる3名の裁判官が配置されていない裁判所が多く存在する。

その場合、近隣の裁判所から臨時派遣を受けて合議体を構成し、裁判を行うことになるが、臨時派遣の裁判官も、本来の業務を有しており、いつでも対応できるわけではないことや、交通手段の未発達等と相まって、裁判官不足が、裁判遅延の大きな原因となっている。

ディストリクト人民裁判所には

---

\*10 UNDP作成の「Assessment of The Lao Legal Framework(1997)」では、首相府が任免権限を有するとされている。

\*11 数値は口頭ベースであり、正確な数値が必要な場合は、書面による資料入手が必要である。

- ・ 訴訟物の価額が50万キップを超えず、他の人民裁判所の裁判管轄に属しない民事事件
  - ・ 自由に対する制限が2年(法定刑)を超えず、他のいかなる裁判所又は法律で定めた他のいかなる裁判所の管轄権限の対象にもならない刑事事件
- について、第一審の管轄権がある(人民裁判所法第18条)。

#### (4) プロビンス級人民裁判所

プロビンス級人民裁判所は、16のプロビンス、ヴィエンチャン特別市及びサイソンブン特別区に各1の合計18設置されている。

また、プロビンス級人民裁判所には、ディストリクト人民裁判所の管轄に属する以外の民事事件及び刑事事件で、他の裁判所の管轄に属さない事件につき第一審管轄権があり、ディストリクト人民裁判所が判決を下した控訴審の管轄がある(同法第19条)。

各プロビンス級人民裁判所は、1名の所長、1名の副所長及び裁判官で構成される(同法同条)。

各プロビンス級人民裁判所には、民事部及び刑事部が設置されるほか、所長、副所長及び複数の裁判官により構成される裁判所長委員会(Committee of Presidents)が設置される(同法同条)。

裁判所長委員会は、ディストリクト人民裁判所が判決を下した事件の控訴審を担当するほか、裁判所の運営を監督する(同法同条)。プロビンス級の検察官及び司法事務所長は、この裁判所長委員会に参加し、意見を述べることができるが、採決に加わることはできない(同法同条)。

#### (5) 最高人民裁判所

最高人民裁判所(以下「最高裁」という。)は、国家の最高司法機関として位置付けられ、地方の人民裁判所や軍事裁判所の決定を審議する(憲法第66条)。

なお、最高裁は、首都ヴィエンチャンに置かれている。

最高裁は

- ・ 重要な事件又は特に困難な事件
- ・ プロビンス級人民裁判所又は軍事裁判所が下した第一審判決に対し控訴された事件

について管轄を有するほか、後述する監督審の審理も行う。

審級制は、前記のとおり、原則的に二審制であるが、その例外として、重要な事件又は特に困難な事件については、最高裁が第一審かつ終審となる(人民裁判所法第22条)。過去に1度適用された例がある<sup>\*12</sup>。

\*12 ラオスベンチブック英語版(1999年司法省発行)110ページ及びラオス最高裁長官からの聞き取り調査によれば、2002年2月現在でも、最高裁が第一審かつ終審として判決を下した例は、1996年の刑事事件(刑法141条「国税に関する法律違反罪」に関するもの。)1件のみであり、民事事件については例はない。

また、第一審判決で控訴期限を過ぎた判決，又は控訴審の判決のように，通常の手続で不服申立てをすることができなくなった場合であっても，検察院は，その判決が法令に反し，又は不当であると考えられる場合には，異議を申し立てて当該判決の再審理を求めることができ（人民検察院法第15条第4号，第5号），最高裁において，これを審理することを「監督審」と呼んでいる。

最高裁の組織に関しては，人民裁判所法のほか，国会常任委員会決議により定められている。

最高裁は，1名の長官，1名の副長官及び裁判官で構成され（人民裁判所法第20条），定員の定めはない。また，最高裁は，民事部，刑事部及び軍事部に分かれているが，軍事部裁判官については，国防省内で勤務し，法廷も国防省内で開くため詳細は不明である。民事部及び刑事部の裁判官は，2002年2月現在，合計8名である（ただし，このうち1名はオーストラリアに留学中である。）。

長官，副長官及び一定の裁判官で構成される最高裁長官委員会が監督審及び死刑判決の審査等を担当する（同法第23条）。

最高裁長官は，通常事件の審理には加わらないが，最高裁長官委員会の議長を務める（同法第24条）。

#### (6) 全国裁判官会議

最高裁の長官，副長官及びその他の裁判官並びにプロビンス級人民裁判所及び上級軍事裁判所の所長により構成される全国裁判官会議は，裁判官による最高機関である（人民裁判所法第26条）。

全国裁判官会議は，裁判所の業績及び統計を分析し，裁判所の効率を高めるための方針を決定し，最高裁長官委員会の決定を審査するなどの権限を有する（同法第27条）。

全国裁判官会議は，最高裁長官により招集され（同法第24条），少なくとも年に2回開催される（同法第28条）。

最高裁長官委員会及び全国裁判官会議のいずれについても，司法大臣及び検事総長は出席することができるが，意見を述べることはできるとどまり，採決に参加することはできない（同法第29条）。

#### (7) 司法行政

1983年以来，裁判所のうち，最高裁のみが司法省の管轄下から独立した機関となったが（憲法に規定されたのは1991年），その他の下級裁判所は現在も司法省の管轄下にある。

現在，最高裁が司法省の建物の中にあるのは，このような経緯があるためである。

その他の下級裁判所については，司法省が人事配置，昇進，予算等の事項を掌握しているが，最高裁は，下級裁判所に対して，法律の解釈その他の司法に関する事項の指導（instruct）・助言（advise）や事件処理の監督（monitoring cases）を行う権限は有している（人民裁判所法第21条）。

このような制度のため、最高裁の裁判官と下級裁判所の裁判官は、採用も研修も全く別個になされ、その間の人事交流もほとんどないため、最高裁裁判官は下級裁判所での裁判経験がないのが普通である。

#### (8) 問題点

ラオスの裁判制度には、原則的な二審制に加え、判決の効力発生後、重大な法令違反又は事件の状況に適合しない場合があるとき、当該判決に対して不服申立て可能な監督審があり、また、判決の効力発生後、事実認定の誤りがあれば申立て可能な再審制度が存在する。

不服申立て手段としては、まず通常の上訴（二審制のため、日本の制度に引き直すと「控訴」となる。）があり、民事事件は判決送達から20日以内、刑事事件は判決宣告から15日以内に不服申立てが可能である上、上訴理由に制限はない。

当事者から不服申立てがない場合及び第二審判決が出た場合には、判決が効力を有するに至るという意味で確定するが、これに対して検察院に不服申立て（正確には判決是正申立てと言うべきか）手段が存在し、これが監督権限の行使と言われている。

私人間の民事訴訟においても、検察官は法廷への立会権限、意見陳述権限、監督権限を有することから、当事者が上訴しなくても監督権限に基づく不服申立てが可能である。

この不服申立ては、第二審がプロビンス級人民裁判所である場合でも、最高裁である場合でも、最高人民検察院は、確定裁判に対して行うことが可能であり、その要件は「重大な法律違反」「判断が具体的事件の事情に適していない場合」であるため、法令違反・事実誤認を問わないと解される。

検察院が同権限を行使しない場合でも、当事者は国会に不服申立てを行い、国会は、最高人民検察院に対し、同権限を行使して不服申立てをするよう指示することができる。

さらに、新たな証拠の発見、偽造証拠・偽証等により判決に誤りがある場合、再審制度が存在する<sup>\*13</sup>（刑事事件において、被告人の刑事責任を加重する場合であっても、検察官は確定後1年間は再審請求ができると解されている。）。

以上により、裁判の確定という観点から問題が存在する。

### 3 人民検察院

#### (1) 組織

人民検察院は、人民裁判所に対応して、最高人民検察院（以下「最高検」という。）、プロビンス級人民検察院、ディストリクト人民検察院及び軍事検察院から構成される（憲法第72条）（別紙9参照）。検察院の組織については、人民検察院法のほか、国会常任委員会決議が定めている。

最高検は、首都ヴィエンチャンに置かれ、プロビンス級人民検察院は、16のプロビ

---

\*13 形式的要件は日本の制度と同様であるが、証人が後に証言を変更すれば再審が行われるという説明もあり、その適用が緩やかな印象を受けるので、実態調査が更に必要である。

ンス、ヴィエンチャン特別市及びサイソンブン特別区に各1の合計18設置され、ディストリクト人民検察院は、全国のディストリクトに139設置されているが<sup>\*14</sup>、設置されていないディストリクトが4ディストリクト存在する。

最高検事総長は、国会常任委員会の提案に基づき、国会が任免し（憲法第40条第7号）、任期は5年である。

次長検事は、国会常任委員会が任免し（同第73条第2項）、その他の検察官は、検事総長が任免する（同条第3項）。

人民検察院の職員は、検察官のほか、捜査官（Investigator）及びその他の事務官（Assistant）から構成される（人民検察院法第23条）。

検察官の数は、1998年当時の資料で110名とされ、上記の検察院の数に比して、非常に少ない<sup>\*15</sup>。

ラオスの人民検察院の現状を見ると、最高検で、検事総長及び次長検事3名（うち1名は上級軍事検察院長官と兼任）の合計4名のみが検察官であり、他のプロビンス級人民検察院及びディストリクト人民検察院においては、各検察院の長官のみが検察官であるか、あるいは、せいぜい次席の者までが検察官であるといった状況であり、検察官がいない検察院も多数存在する。例えば、北部ルアンナムタプロビンスには、五つのディストリクトがあり、そのいずれにもディストリクト人民検察院が設置されているが、プロビンス内の検察官は、プロビンス人民検察院所長の1名だけであり、いずれのディストリクト検察院にも検察官は勤務していない。

## (2) 資格

検察官及び捜査官の任命資格については、人民検察院法第25条に

検察官として任命される者及び捜査官として任命される事務官は、法律の教育または研修を受け、資格があり、能力を有し、正直でかつ25歳以上でなければならない。捜査官である事務官は、21歳以上でなければならない。

と規定されているのみで、裁判官と同様、明確な任命基準の定めがない。

## (3) 権限

人民検察院の職務は、人民検察院法第2条に

- ① 国の機関、会社、企業、国の他の団体、公務員及び国民による法律の履行を監督及び検査すること（一般的監督及び検査）。
- ② 捜査・取調機関による法律の履行を監督及び検査すること。
- ③ 裁判所の事件処理及び裁判所の意思決定における法律の履行を監督及び検査すること。
- ④ 逮捕と拘禁の場所、自由が剥奪されている時及び裁判所による他の執行措置が適用されている時の法律の履行を監督及び検査すること。
- ⑤ 犯罪の原因及び犯罪を引き起こしている状況処理及び終了させるために、

\*14 数値は口頭ベースであり、正確な数値が必要な場合は、書面による資料入手が必要である。

\*15 もっとも、ディストリクト人民検察院は日本の区検察庁相当と考える必要がある。



犯罪及びその他の法律違反を訴追すること。

⑥ 実体に即してすべての刑事事件の完全かつ徹底的な調査と取調べを確保し、また国の機関及び他の団体と調整を行って犯罪を回避するための措置を講じること。

⑦ 犯罪者が法律に従って処罰され、無実の人々が処罰されないようにすること。

⑧ 法律により定められる権限内の事件のすべて又は一部の捜査と取調べを行う。

と規定されており、ヴェトナム人民検察院同様、刑事事件に関する②、④～⑧のほか、①の国家機関及び社会組織の一般的な監督及び検査権限並びに③の裁判手続一般に対する監督及び検査権限を有するところに、我が国検察庁と異なる特色がある。

#### (4) 問題点

以上のように、ラオス人民検察院は、刑事事件に関する権限のほか、広範な監督及び検査権限を有するが、特に、裁判制度との関係では

- ・ 確定裁判に対し、法令適用の誤りを理由として、監督審の申立て
- ・ 市民間の民事事件にも法廷に立会し、裁判を監督した上、裁判に誤りがあれば監督審の申立て

がそれぞれ可能であり（人民検察院法第15条）、裁判のやり直しが頻発し、裁判の確定を困難にする一因となっている。

また、現状においては、人員の不足及び十分に訓練された職員の不足のために、その権限を十分に行使できておらず、特に、刑事事件については、内務省の監督下にある警察との連絡・調整の不備により、訴追権限を十分に行使できていないという問題を抱えている。

## 4 弁護士制度

### (1) 弁護士会の沿革及び組織

ラオスには、ヴィエンチャン弁護士会が唯一存在し、同会は司法省が所管する民間機関として1991年に設立された。

設立当初、同弁護士会は会員10名で活動を始め、1996年に発布された首相令第94号によって、全国を対象とする弁護士会となったが、2002年2月現在でも会員数は22名である。

うち、ルアンプラバンとサバナケットに各1名ずつ居住しているが、その他はヴィエンチャン在住であり、司法省や裁判所の退官者が弁護士となっていることから、会員の年齢層は58歳から75歳である。

弁護士会は、形式上は独立の組織とされているが、改廃につき司法省の許可が必要な倫理規定に拘束される上、会員になるには司法省の許可が必要である。その資格要件は、司法省監督下にあった法律専門学校か法学部を卒業し、かつ、法律分野、司法

省、裁判官、検察官として5年間の勤務経験を有することである。

しかし、2002年3月、司法省は、弁護士登録の上記要件を緩和した上、退職者を中心にしながらも、米国ロースクールを卒業した公務員未経験者を含む42名に対し、弁護士登録前研修を実施中であり、弁護士数はこれまでに比べれば大幅に増加する予定である。

弁護士会には、執行委員会（3名）及び審査委員会（2名）の常任委員会が設置され、同委員は、会員の選挙で選出される。その任期は3年であるが、委員候補となるには司法省の推薦が必要とされている。

## (2) 弁護士会の職務

弁護士会の職務は以下の4種類である。

- ① 民事及び刑事事件等における個人及び法人の権利及び法的利益の擁護
- ② 個人や法人に対する法律問題の助言指導
- ③ 法律改正に関する司法省への意見具申
- ④ 会員に対する研修・教育

しかし、ラオスの司法制度では、職業として裁判で公判活動（調停を含む）ができるのは弁護士会会員のみであるが、当事者や被告人の親族又は組織の上司等が代理人又は弁護人として公判活動ができることになっており<sup>\*16</sup>、弁護士の必要性が重要視されていない。

また、③の法律改正に関する意見具申は、これまで行われたことはない。

## (3) 問題点

これまでラオスにおいては、弁護士数が足りず、国民に対し十分な法律サービスが提供されてきたとは言えない。

このような状況が放置されてきた理由としては、職権主義であるため、裁判官が真相究明の役割を担い、検察官が監督しているという訴訟構造、本人訴訟を原則とし、親族等も代理人となることができるという代理人制度、前提として紛争の内容が法律専門性を必要とせず、当事者も報酬を払ってまで弁護士を代理人とする必要性を感じていないという紛争の単純性、さらには、村長を委員長とする村落調停委員会により多数の事件が解決されていることにあつたと思われる。

今後、弁護士数は大幅に増加する見込みとはいえ、どのような弁護士制度が構築されていくのか明確になっておらず、弁護士の役割や弁護士の地位について、注視する必要がある。

## 5 憲法改正が司法制度に与える影響

第5期国会により2002年中に憲法改正が行われる予定であり、改正内容の詳細については判明していないものの、司法制度については、憲法改正に伴い、以下のような変更が行われる見込みである。

---

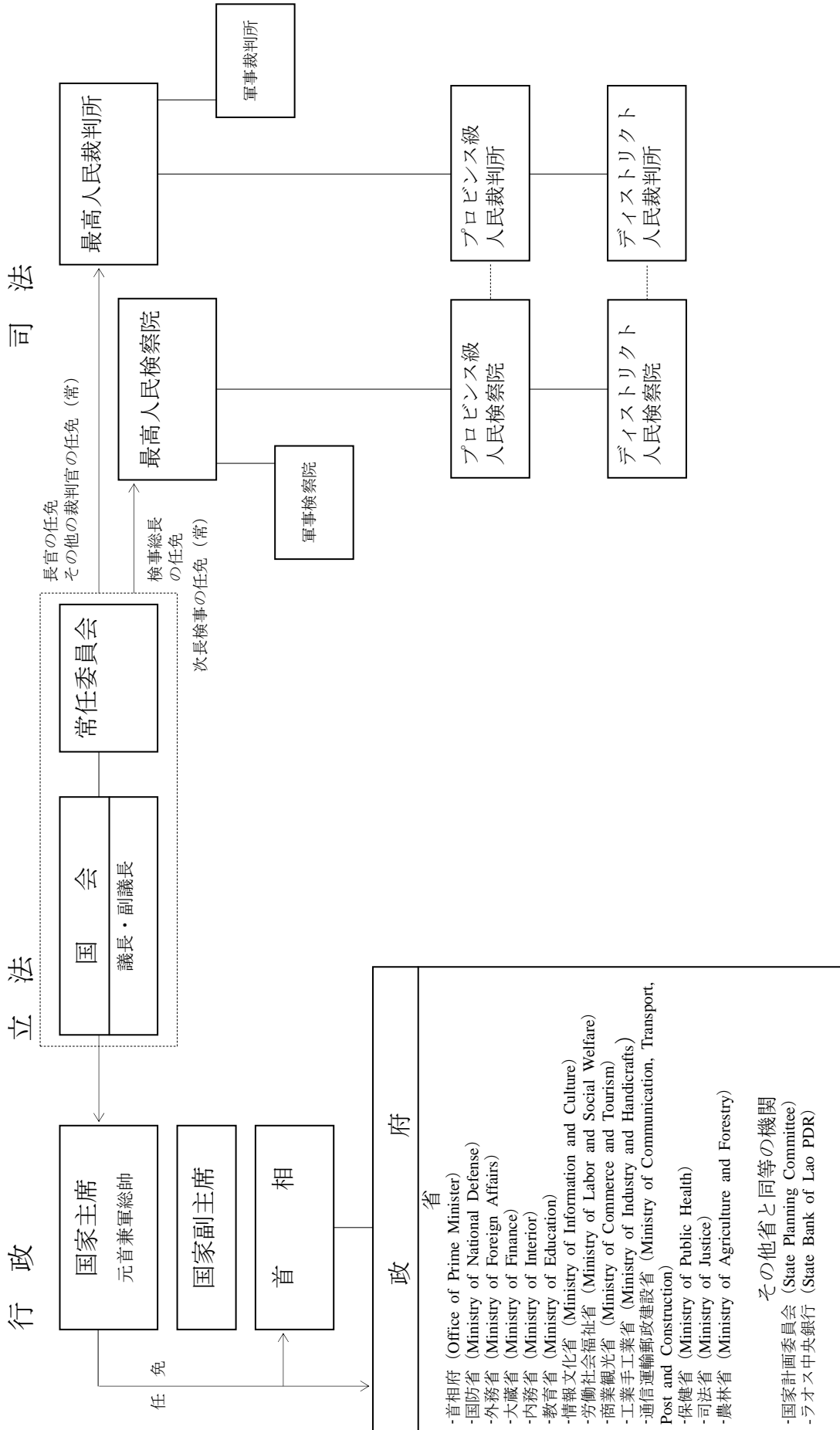
\*16 なお、ベトナムと同様、法律相談は弁護士資格を有していなくても可能である。

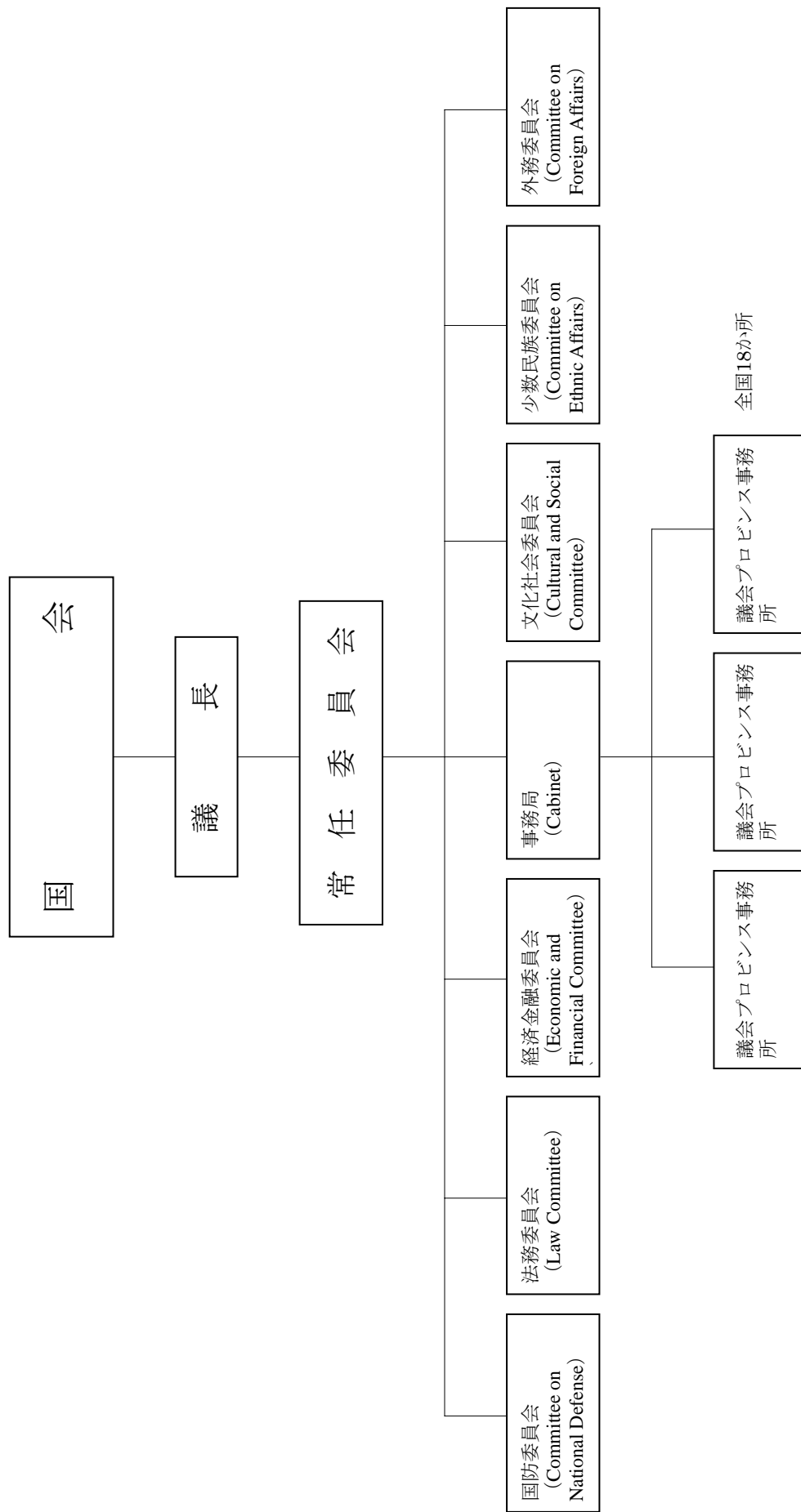
第一に、裁判所制度について、中間上訴裁判所を設置した上で、ディストリクト人民裁判所を廃止し、下級裁判所については、司法行政権を司法省から最高人民裁判所に移す。つまり、最高人民裁判所を頂点に、高等人民裁判所、プロビンス級人民裁判所が下級裁判所として存在するという裁判所組織に改編し、三級三審制とする。ディストリクト人民裁判所については、訴訟を行う権限を失う代わりに、村落調停委員会によっては解決することができない事件の調停を専門に扱う部署とする。

第二に、検察官の権限につき、すべての国家機関が法令に従って権限を行使しているか否かを監督する一般的監督権限を廃止する。

もともと、憲法改正の内容に沿った、人民裁判所法、人民検察院法、民事訴訟法及び刑事訴訟法等の関連法規の改正準備は2002年3月の時点で進んでおらず、改正憲法による司法制度の運用がいつから行われるか見込みが立たない状況である。

ラオス人民民主共和国統治機構図





## **MEMBERS OF THE LAO 5TH LEGISLATURE**

The result of the election of members to the National Assembly-Fifth Legislature, held February 24, 2002

The new 109 elected members to the Fifth Legislature of the National Assembly are listed as in the Constituencies respectively:

### Constituency 1: Vientiane municipality

Mr. Thongloun Sisoulith  
Mr. Bountiem Phissamay  
Mr. Kham-Ouane Bouppha  
Mr. Som-Ok Kingsada  
Mr. Saythong Keodouangdy  
Mr. Bang-One Xaiyalath  
Ms. Dr. Souvanpheng Bouphanouvong  
Mr. Thongmy Phomvixay  
Dr. Thongdam Xaiyakassa  
Ms. Thongvankham Sitthilath  
Mr. Viseth Savengsuksa  
Mr. Ounheuane Phothirath

### Constituency 2: Phongsaly province

Mr. Khamsane Souvong  
Ms. Chansouk Silavong  
Mr. Afu Laoly

### Constituency 3: Luang Namtha province

Ms. Latsamy  
Mr. Aloun Lokhamlouy  
Mr. Channong Sontaath

Constituency 4: Oudomxay province

Ms. Dr. Thongphan Chanthalanonh

Mr. Bounlom Xaiyavong

Dr. Khamlong Soulivong

Mr. Yaleu Tongneng

Ms. Somchanh Chitvongdeuane

Constituency 5: Bokeo province

Mr. Bounlam Viengsavanh

Ms. Bouasing Silipanya

Mr. Thongsy Viengvankham

Constituency 6: Luangphrabang province

Mr. Vongchanh Phomsavath

Mr. Vongpheth Saikeuyachongtoua

Dr. Douangsavath Souphanouvong

Mr. Bounxou Heuangthonexay

Dr. Khamphay Latsamy

Mr. Khampheng Heuangviseth

Ms. Dr. Amone Sirivong

Ms. vanthong Phommaly

Constituency 7: Sayaboury province

Ms. Onechanh Thammavong

Mr. Mek Phanlack

Ms. Bounphack Inthapanya

Mr. Bounthone Chitvilaphonh

Dr. Somlith Peuakkeo

Mr. Tong Yeutho

Mr. Amexiong Yialeng

Constituency 8: Houaphanh province

Mr. Chaleun Yiapaoheu  
Mr. Khamphanh Phimmavong  
Mr. Douangdy Outhachack  
Mr. Bounmy Singthonphanh  
Mr. Bounthanh Bounkhoun

Constituency 9: Xiengkhouang province

Ms. Outhen Masisonxay  
Mr. Phimmaha Sengkhamyong  
Ms. Pany Yathotou  
Mr. Khamdy Onlavong

Constituency 10: Vientiane province

Mr. Venthong Louangvilay  
Mr. Khammeung Phongthady  
Mr. Khammay Anousone  
Mr. Khamsing Sayakone  
Mr. Sanith Sangkham  
Ms. Inkham Phandara

Constituency 11: Borikhamsay province

Dr. Bouasy Lovansay  
Mr. Khamphanh Sitthidampha  
Ms. Inta Saymounkham  
Mr. Somchai Xonglavang



Constituency 12: Khammouan province

Mr. Thaiyaphone Singthong  
Mr. Khamlek Keosomphanh  
Mr. Bounpone Boudtanavong  
Ms. Phamy Soumaly  
Mr. Khammany Inthilath  
Mr. Samane Souvannasao

Constituency 13: Savannakhet province

Dr. Saysomphone Phomvihane  
Mr. Thongteun Sayasenh  
Mr. Keyoun Nhotsayviboun  
Dr. Khampheuy Phanthachone  
Dr. Akhom Tounalom  
Dr. Nam Viyaketh  
Dr. Koukeo Ackhamonty  
Mr. Somboun Sonthikoummane  
Mr. Somchanh Chouangbaykham  
Mr. Lamngeun Khampaseutsaya  
Ms. Dr. Bounyong Boupfa  
Mr. BouaNgoun Xaphouvong  
Ms. Dr. Nidthana Phothisane  
Mr. Bounkeut Bounphaacksone  
Mr. Somphet Itthirath  
Ms. Bounmy Khadtivong

Constituency 14: Saravane province

Mr. NouIng Hengsombath  
Mr. Phouvieng Saithammavong  
Mr. Thongsa Panyasith  
Mr. Mongkhon Vilay  
Mr. Somxay Pholakhamphi  
Mr. Venphet Latdavong

Constituency 15: Champassak province

Mr. Samane Viyaketh  
Mr. Sengkham Phomkhe  
Mr. Sompone Khagnong-ek  
Mr. Phetsamone Vongphouthone  
Mr. Sanyahack Phomvihane  
Mr. Meksavanh Phomphithak  
Mr. Sithong Thongkeo  
Dr. Phontheb Pholsena  
Mr. Bounkeuth Sangsomsack  
Ms. Sisai Lidethmounsone  
Mr. Sipaseuth Sensavath  
Mr. Sifong Boudta

Constituency 16: Sekong province

Mr. Chanthaboun KeosaNga  
Ms. Bounhieng Bouchith  
Mr. Sida Souvannasay

Constituency 17: Attapeu province

Mr. Vanthong Viengphachanh  
Mr. Let Xayaphone  
Ms. Olay Kongbouakham

Constituency 18: Xaysomboun Special Zone

Mr. Vanna Tho Yiatu  
Mr. Singxay Vanthongthib  
Mr. Bounsouk Soundara

## 閣僚名簿（第4期国会時点のもの）

シーサワート・ケーオブンパン His Excellency Mr. Sisavath KEOBOUNPHANH	首相 Prime Minister
ブンニャン・ヴォーラチット His Excellency Mr. Bounyang VORACHITH	副首相 Deputy Prime-Minister, Permanent Member to the Cabinet
チュンマリー・サヤソーン His Excellency Mr. Choummaly XAYASONE	副首相兼国防大臣 Deputy Prime-Minister, Minister of National Defence
ソンサワアート・レンサワット His Excellency Mr. Somsavat LENGSAVAD	副首相兼外務大臣 Deputy Prime-Minister, Minister of Foreign Affairs
カンパイ・ケオブラパー His Excellency Mr. Khamphoui KEOBOULAPHA	副首相兼大蔵大臣 Deputy Prime-Minister, Minister of Finance
アサン・ラオリ His Excellency Mr. Axang LAOLY	内務大臣 Minister of Interior
ピンマソーン・ルアンカンマー His Excellency Mr. Phimmason LEUANGKHAMMA	教育大臣 Minister of Education
シールア・ブンカム His Excellency Mr. Sileua BOUNKHAM	情報文化大臣 Minister of Information and Culture
ブアトーン・ヴォンローカム His Excellency Mr. Bouathong VONGLOKHAM	国家計画委員会委員長 President of the State Planning Committee
ソンパン・ペンカンミー His Excellency Mr. Somphanh PHENGKHAMMY	労働社会福祉大臣 Minister of Labour and Social Welfare
プーミー・ティッパヴォン His Excellency Mr. Phoumy THIPHAVONE	商業観光大臣 Minister of Commerce and Tourism
スリヴォン・ダーラーヴォン His Excellency Mr. Soulivong DALAVONG	工業手工業大臣 Minister of Industry and Handicrafts

<p>パオ・ブンナポール His Excellency Mr. Phao BOUNNAPHOL</p>	<p>通信運輸郵政建設大臣 Minister of Communication, Transports, Posts And Construction</p>
<p>ポンメーク・ダラロイ His Excellency Mr. Ponemek DALALOY</p>	<p>保健大臣 Minister of Public Health</p>
<p>カムオン・ブツパ His Excellency Mr. Kham-ouane BOUPHA</p>	<p>司法大臣 Minister of Justice</p>
<p>シエン・サパントーン His Excellency Mr. Sian SAPHANGTHONG</p>	<p>農林大臣 Minister of Agriculture and Forestry</p>
<p>サイソンポーン・ボンヴィハーン His Excellency Mr. Xaysomphone PHOMVIHANE</p>	<p>首相府長官 Minister, Head of the Prime-Minister's Office</p>
<p>チュアン・ソンブンカン His Excellency Mr. Cheuang SOMBOUNKHAN</p>	<p>ラオス国立銀行総裁 Governor of the Bank</p>
<p>カムサイ・スパヌヴォン His Excellency Mr. Khamxay SOUPHANOUVONG</p>	<p>首相府付き大臣（国有企業担当） Minister to the Prime-Minister's Office</p>
<p>ブンティエム・ピッサマイ His Excellency Mr. Bountiem PHITSAMAY</p>	<p>首相府付き大臣（外資委員会担当） Minister to the Prime-Minister's Office</p>
<p>スリー・ナンタヴォン His Excellency Mr. Souly NANTHAVONG</p>	<p>首相府付き大臣（科学技術・環境研究所担当） Minister to the Prime-Minister's Office</p>
<p>サイセンリー・テンビアリユ His Excellency Mr. Xayxengly TENGBIARVU</p>	<p>首相府付き大臣（地方開発委員会担当） Minister to the Prime-Minister's Office</p>
<p>ソンパバン・インタヴォン His Excellency Mr. Somphavanh INTHAVONG</p>	<p>首相府付き大臣（監査院担当） Minister to the Prime-Minister's Office</p>

ラオス人民民主共和国  
平和・独立・民主主義・統一・繁栄

首相

第110号／首相府

司法省の組織に関する布告

ラオス人民民主共和国憲法

ラオス人民民主共和国国家行政組織法

行政改革委員会及び司法省司法強化委員会間の1999年5月12日付合意

に基づき、首相は、下記の布告を發布する。

第1章 地位と役割

第1条 司法省は、政府部内の中央行政組織であり、法の科学的研究、法及び法制度、法の起草・作成・運用及び普及、司法制度の運営、法の支配の強化、国家の安全及び建設、人民民主制度の建設及び発展、並びに安定的・市民的平等社会の保障に貢献する法の下における国民の平等な権利と義務の管理及び保障に対し責務を有する。

第2章 責務

第2条 司法省は、次に掲げる事務を所掌する。

1. 命令、施策、決定、規則、法律及び法的活動の原則に対し、党の政策及び政府の方針を反映させること
2. ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）の法制度の確立、強化及び発展に関し、研究し、政府に対する提言を行うこと
3. 政府から委託された司法関連法規、その他の法、契約、条約及び法律文書の研究及び起草、各省庁及び社会組織に対する法律問題及び法律作成手続に関する助言、他省庁から提出された法案作成に対する関与、並びに法律の解釈文書作成に対する関与を行うこと
4. 法律を普及させ、国民の法律に対する認識と遵守意識を高めるための法律の普及の手続及び手段に関し、他省庁及び組織に対し助言すること
5. 法律制定のために法律及び法律関連文書の収集、法律制定の提案及び官報の発行を行うこと
6. 司法省の監督下にある地方司法事務所、地方人民裁判所、公証人事務所、経済仲裁部の地方支所、弁護士会、判決執行部門及びその他の司法省関連組織を管理すること
7. 裁判統計（民事統計、刑事統計、起訴件数、判決件数及びその他の統計）、犯歴及び国民からの請願記録の確立、調査、分析及び管理
8. 国籍に関する研究及び政府に対する提言
9. 中央及び地方の職員の思想、資質、倫理、業務方法及び専門性の開発、訓練並びに

## 強化

10. 中央及び地方の職員の採用，調整，管理，活用及び監督
11. 予算及び資産に関する企画，管理及び運用
12. 国内外の法人及び個人により提起された経済紛争の受理及び審議
13. 国際機関及び外国政府との間における法律及び司法制度に関する協力，参加，経験の交換

### 第3条 司法省は，次に掲げる権限を有する。

1. 政府による審議のため，法律その他の規則制定に関する計画を提案すること
2. 政府による審議のため，司法に関する法律その他の規則に関する草案を提案すること
3. 政府による審議のため，不相当と思料される法律その他の規則に関する改善，改正について提案すること
4. 司法省の所掌事務を遂行するため，決定，規則，命令及び通達を発すること
5. 監督下にある司法組織及び専門部署の設立及び廃止を提案すること
6. 監督下にある職員の任命，異動，表彰その他の褒賞の実施及び懲戒すること並びに地方裁判所裁判官の任命及び罷免について，国会常任委員会に提案すること
7. 省内の組織及び地方出先機関の職員の活動，並びに監督下にある地方人民裁判所その他の司法組織の紛争解決判断について検査すること
8. 所掌事務を遂行するため，他省庁，社会組織，地方行政組織その他の組織と調整，協力すること
9. 監督下にある機関の下した決定及び命令の差止め，司法省の所掌事務と権限の範囲内において，他の組織，プロビンス，ビエンチャン特別市，特別区の決定，規則，命令について，改定又は廃止を要請すること
10. 司法省の任務及び権限，並びに政府の委任に基づき，外国政府と協力及び協調すること
11. 政府の特別の委任に基づく，又はその他の法律及び規則に基づく，任務と権限を実行すること

## 第3章 司法省の組織と補助機関

### 第4条 省の幹部

1. 司法省には，首相の助言と国会の承認に基づき，ラオス国家主席により任免される大臣1名を置く。
2. 大臣は，法律及び本布告第1条及び第2条に定める司法省の所掌事務を遂行することについて，政府に対し責任を負う。
3. 大臣は，その事故のとき又は欠けたるとき，一時，次官に対し，書面により，代理を委任することができる。大臣が復帰した場合，代理を務めた次官は，大臣に対し，

その間の活動につき報告する義務を負う。

4. 司法大臣は、党中央組織人事委員会の助言に基づき、首相により任免される複数の次官を置くことができる。次官は、省の一般的な活動を指導し、大臣から特に委任を受けた事項を遂行することにより、大臣を補佐する。
5. 大臣及び次官に加え、党中央組織人事委員会の助言に基づき首相により任免される官房長及び局長を置くことができる。
6. 官房次長及び局次長は、組織人事局の助言に基づき、大臣が任免する。
7. 司法省は、必要に応じ、専門職及び行政職の職員を置く。

第5条 司法省の組織は、次の機関からなる。

- a. 次に掲げる大臣を補佐する行政組織を置く。
  1. 大臣官房
  2. 組織人事局
  3. 法制局
  4. 法律普及局
  5. 司法行政局
  6. 公証人局
  7. 判決執行局
- b. 次に掲げる専門組織を置く。

経済仲裁部
- c. 地方司法組織
  1. プロビンス、特別市及び特別区司法事務所
  2. プロビンス、特別市、特別区及びディストリクト人民裁判所
  3. 村落調停委員会

第6条 司法大臣は、所掌事務の効率的な遂行のため、党中央組織人事委員会の参加を得て、前記第5条に定める官房、局及び組織の所掌事務と権限に関する細則を制定することができる。

#### 第4章 職務遂行方法

第7条 司法省は、次に掲げる方法に基づき、職務を遂行する。

1. 中央集権民主制，集団指導体制，分権的組織及び個人指導制に即した個人責任の分配の原則
2. 日常的な管理，評価の下に，計画，集中，実験，省内各部局，外部組織及び地方行政機関との協調に基づく職務の遂行
3. すべての職員に対し知識，能力を獲得し，創造性，法的倫理的意識を涵養し，自己の行動に対する個人責任を維持する機会を与えるため，実践教育，訓練及び条件形成

をしつつ職務を遂行すること

4. 草の根活動の強化及び充実した活動の実施
5. 政府に対する定期的な報告

## 第5章 補則

第8条 司法省は、公印を有する。

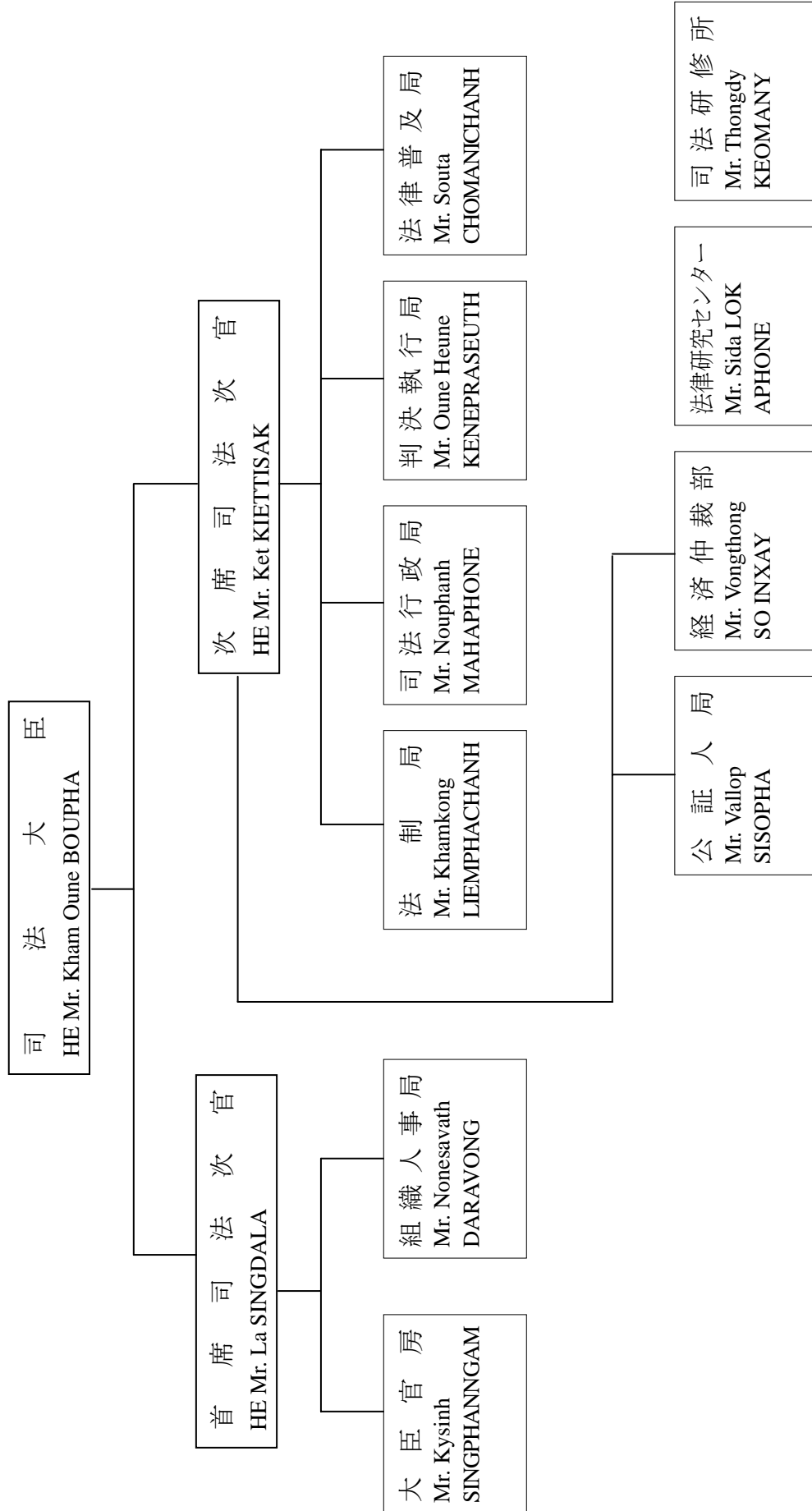
第9条 司法省、その他省庁、プロビンス、特別市及び特別区は、本布告を認知し執行しなければならない。

第10条 本布告が署名された日から、1999年11月2日付首相布告第194号は廃止する。  
以前に発布された決定又は規則のうち、本布告に反するものは廃止する。

2000年7月31日 ビエンチャン  
ラオス人民民主共和国首相  
シサバット ケオブンパン



ラオス司法省組織図(仮訳)



## ラオス司法省の主要部局の組織概要及びその所掌事務

### 1 組織人事局

#### (1) 組織

組織人事局は

- ア 組織人事課
- イ 管理課
- ウ 統計課
- エ 監査課（司法省のみが対象）

の4課からなり、職員数は、局長以下10名である。

#### (2) 所掌事務

組織人事局の主要な所掌事務は、人事に関するもののほか、組織の存廃や改編である。

また、管理課において、職員教育及び司法省所管の青年同盟及び女性同盟などの大衆組織の監督を行っている。

### 2 法制局

#### (1) 組織

法制局は、刑事法課、民事法課、行政・国際法課及び経済・環境法課の4課と秘書課から構成されている。

職員数は、局長以下15名である。

#### (2) 所掌事務

法制局の主要な所掌事務は

- ・ 既存の法律、改正対象となる法律の研究・調査
- ・ 法律の起草及び審査
- ・ 法律の起草技術の研究
- ・ 法律の改正に関する提案
- ・ 他省庁及び大衆組織が起草する命令の法的審査への参加
- ・ 条約に関する法的審査への参加

などである。

なお、法制局の職員についても、司法省全体の傾向と同様、人材が不足している。

そのため、法制局が担当する他省庁が起草した法案の審査については、実際には、司法大臣が非公式に設置した法案審査委員会が実施している（報告書「ラオスの法体系と立法手続」参照）。

### 3 法律普及局

#### (1) 組織

法律普及局は、法律出版課と法律普及課の2課を有し、局長以下、職員16名で構成される。

#### (2) 所掌事務

法律普及局の主要な所掌事務は、法律の出版及び法律の普及である。

法律の出版は、官報の発行及び法律に関する書籍の出版である。

また、法律の普及については、具体的には

ア 法律の解説記事を新聞・雑誌（journal）に掲載

イ ラジオ放送

ウ テレビ放送

を通じて、法律の普及を図っている。

### 4 司法行政局

#### (1) 組織

司法行政局は、司法省が設立された1975年当時から存在する最も古い局の一つで、局長及び副局長の下、下級裁判所管理課（3名）、司法統計課（4名）及び国籍課（2名）の3課から構成され、職員数は、局長以下12名（秘書1名を含む）である。

#### (2) 所掌事務

下級裁判所管理課は

- ・ プロビンス級裁判所の管理
- ・ 弁護士会の監督
- ・ 各法律事務所の監督

を、司法統計課は

- ・ プロビンス級裁判所の判決の審査
- ・ 下級裁判所からの法解釈の問合せへの回答
- ・ 裁判事件統計

を、国籍課は、国籍に関する事務をそれぞれ所掌している。

### 5 公証人局

#### (1) 組織

公証人局設置の根拠となる公証人法は、国会において、1991年12月30日採択され、翌1992年4月3日公布されたが、同法は、その後、約7年間施行されないまま放置されていた。

1999年9月22日首相布告21号によって、司法省内に公証人局を設立する規定が設けられたが、同布告は、2000年5月3日になって、ようやく施行となり、同日、司法省内に公証人局が設立され、暫定的に、司法省公証人局において、公証人業務が開始された。

その後、司法省決定392号（2000年9月20日）により、公証人1名が任命されるとともに、ビエンチャン特別市に、公証人事務所（司法省内の別棟に所在）が開設され、事務員2名とともに、業務が開始された。

ところで、公証人局の職員数は、局長以下13名である。

公証人局は、司法省決定に基づいて設置された「契約・文書課」及び「庶務・会計課」の2課から構成されている。

## (2) 所掌事務

契約・文書課は、公証人事務所で使用する契約書や文書の書式の作成、並びに公証人の業務の監督を、庶務・会計課は、当局の庶務・会計事務のほか、公証人事務所における会計や資産の管理をそれぞれ所掌している。

## 6 判決執行局

### (1) 組織

判決執行局は、2000年5月4日に設置された新しい部署である。

同局の職員数は、局長・次長を含め9名である。

判決執行局には

- ・ 刑事判決執行課
- ・ 民事判決執行課
- ・ 管理課

の3課が置かれている。

### (2) 所掌事務

判決執行局の主要な所掌事務は、第一に、当事者から、当局に対してなされた執行における不服申立てに対して、どのように執行すべきかという意見を付した上で、当該申立てを裁判所の執行部へ回送することであり、第二に、各地方裁判所の執行部門を監督することである。

なお、各地方裁判所には1名の執行官が配置されている。

## 7 経済仲裁部

### (1) 組織

経済仲裁部の前身は、前カイソン国家主席時代に始まった市場経済政策の導入によって、国営企業の民営化が始まり、国営企業と民間企業との間で、経済紛争が多数発生したことを契機として、1989年、大蔵省令により、経済仲裁所が設立され、その所管部局として、大蔵省内に設置された。

その後、この経済仲裁所は、外国投資の拡大による経済紛争件数の増大に対処し、中立性を確保するため、1994年7月15日、首相布告によって、経済仲裁所の所管部局も司法省に移管され、経済仲裁部が設置された。

なお、現在、経済仲裁部には、部長のほか、次長を含め7人の職員が配置されている。

中央のビエンチャンのほか、ルアンプラバンとサバナケットに支所を置いている。

## (2) 所掌事務

経済仲裁部の業務は、経済紛争事案の仲裁申請を受理し、内容を審査の上、仲裁人の紹介と仲裁場所の提供を行うことである。

仲裁申請件数は、大蔵省所管であった時には、年間200件前後の申請を受理し、うち7～8割が解決した。

司法省の所管後は100～130件程度であり、解決率は同程度である。

なお、仲裁申請件数は、2000年は、6月から9月までで、47件であった。

上記のような件数の減少は市場経済化の進行とともに、国営企業と民間企業との間に発生する経済紛争の件数が減少したためである。

また、ラオスは、ニューヨーク条約に加盟しているので、海外における仲裁決定を審査し、ラオス国内で執行することが一つの業務であり、国内執行可能と判断されたものは、裁判所の執行部に回付する。

その他、経済仲裁に関する法令の企画・立案作業を担当している。

## 8 司法研修所

### (1) 組織

司法研修所は、1998年に、司法省本省内に組織が設置され、1999年1月に、ビエンチャン郊外のラオス国立大学法政治学部近くの現在の地に建物が完成し、同地で業務を実施するようになった。

司法研修所の組織は、所長以下、副所長1名の下に、総務課と研修課が置かれ、所長は、総務課長を兼任し、同課には、3名の職員が、研修課の課長は副所長が兼任し、同課には、2名の職員がそれぞれ配置されている。

司法研修所には、専任講師は配置されておらず、所長・副所長が、講師を兼務しているほか、司法省の職員等外部講師を、各研修に招へいして、研修を実施している。

### (2) 研修実績

これまで

- ・ プロビンス裁判所裁判官（1年間、29名受講）
- ・ 裁判所書記官（clerk）（3か月間、29名受講）
- ・ 公証人（notary）（1か月間、35名受講）
- ・ 経済仲裁（1か月間、22名受講）
- ・ ディストリクト裁判所所長（1か月間、29名受講）
- ・ プロビンス裁判所判決執行官（3か月間、45名受講）

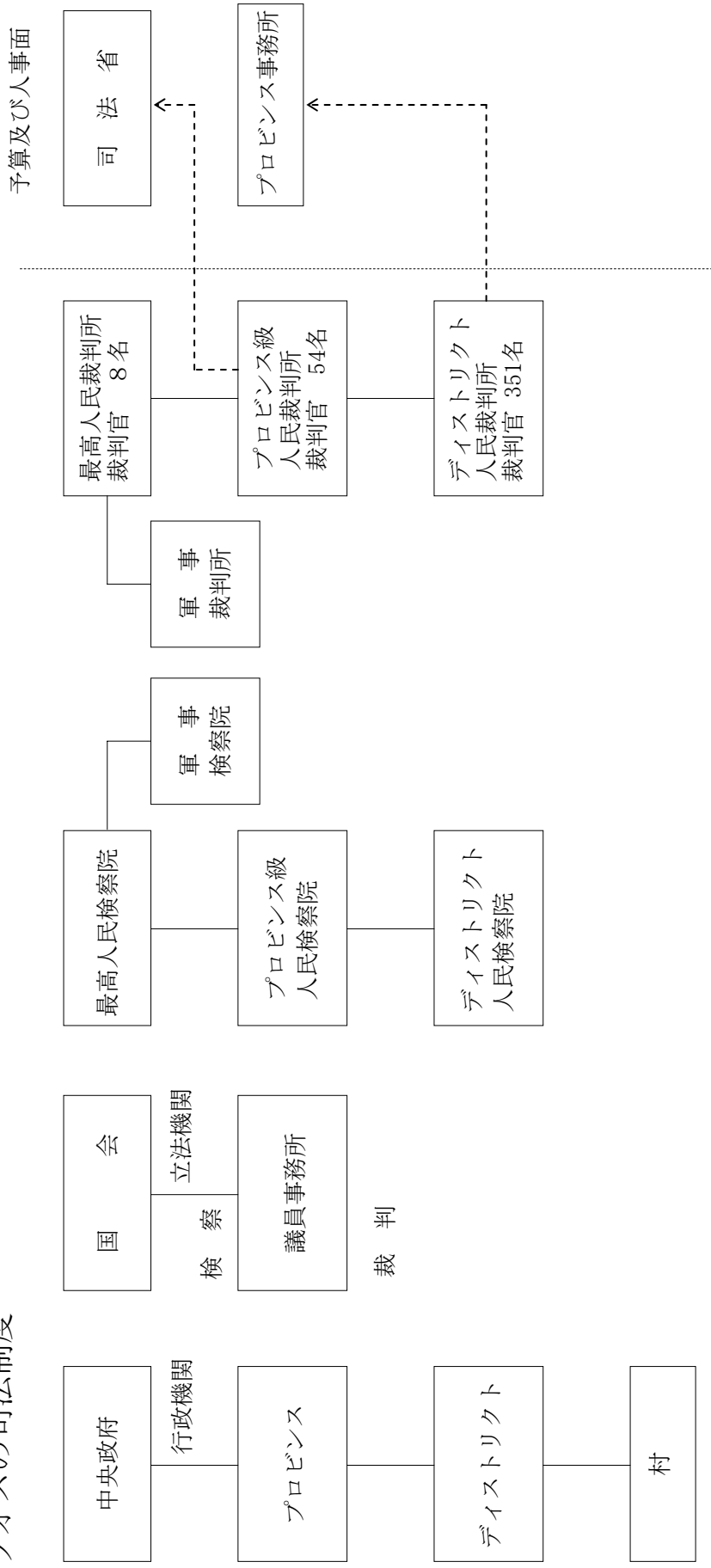
などの研修を実施している。

ラオスの地方行政区分



1	ポンサーリー	Phongsaly	10	ビエンチャン特別市	VIENTIANE
2	ルアンナムター	Luang Namtha	11	ボリカムサイ	Bolikhamxay
3	ウドムサイ	Oudonxay	12	カムアン	Khammouane
4	サイニャブリー	Sainyabouri	13	サワナケット	Savannakhet
5	ボケオ	Bokeo	14	チャンパサック	Champasak
6	ルアンパバーン	Luang Pahbang	15	サラワン	Saravane
7	フアパン	Houaphan	16	セコン	Sekong
8	シェンクアン	Xiang Khouang	17	アッタプー	Attapeu
9	ビエンチャン	Vientiane	18	サイソンブン	Saisombun

ラオスの司法制度



## 第2部 ラオスの法体系と立法手続<sup>\*17</sup>

### 第1 法体系の概要

ラオスの法令は、下記の①～⑧に階層的に分類され、原則として、高位の法令は、低位の法令に優先し、同一レベルの2個の法令があり、内容が齟齬している場合、新しい法令が優先するとされている。なお、条約が法体系上どのような位置付けにあるかについては、ラオスにおいては定説がない。

- ① 憲法
- ② 法律
- ③ 国家主席令
- ④ 国家主席布告
- ⑤ 首相布告
- ⑥ 政令
- ⑦ 省令
- ⑧ 知事通達

#### (1) 憲法 (Constitution: Ladthathamnoon)

憲法は、国家の政策及び国民の目標を規定するラオスの最高法規である。

また、憲法は、国会によって制定される。すなわち、憲法の第40条第1号は、国会が憲法を起草し、採択し、改正することができる」と規定している。

憲法第80条は、憲法の改正又は修正には、全議員の3分の2以上の賛成を必要とする」と規定している。

憲法は、国の政治、社会、経済的構造、及び国民の権利及び義務を規定する。さらに、憲法は、立法、行政、司法のような国家の統治制度を規定する。

#### (2) 法律 (Law: Kodmai)

法律は、国会の決議による法令である。

法律は、国民及び法人の社会生活上の権利及び義務、あるいは、社会における国民と法人の関係について規定する。

憲法 第40条第2号は、国会のみが、法律を採択し、改正し、廃止することができる」と規定している。

---

\*17 特に第2部は、司法省からの事情聴取を中心として得た情報に基づきとりまとめたものであり、現段階では、事情聴取による情報が中心であるため、多少事実と異なる部分が混在している可能性は否定できないことから、本情報をそのまま使用するのではなく、自ら確認した上で活用するなど慎重な取扱いをお願いしたい。

また、司法省や司法省以外の省庁に対する批判的な記述も含まれている。これらは、当方を信頼して関係者各個人が提供してくれた情報を総合して本報告執筆者において判断を加え、記述したものである。したがって、その責任は執筆者にある。これらの部分については、この点を踏まえて上記と同様に慎重な取扱いをお願いしたい。



(3) 国家主席令 (Presidential Ordinance: Ladthabanyad)

国家主席令は、国会常任委員会の提言に基づき、国家主席が発する法令である（憲法第53条第2号）。

国家主席令には二つのタイプがあり、第一のタイプは、その分野を規制する法律が欠けている場合、社会や経済を規制するために発令されるもの、第二のタイプは、法律間に矛盾などがあり、調整が必要であるが、国会を開催するまでに調整しなければならない、緊急かつ重要な事態が生じた場合に、法律を調整するために発令されるものである。

(4) 国家主席布告 (Presidential Decree: Ladthadamlad)

国家主席布告も、国家主席令と同様、国会常任委員会の提言に基づいて発せられ、法律の公布、恩赦の公布、並びに軍隊の将官、ビエンチャン市の市長、あるいはプロビンスの知事の任命又は解任の際に用いられる。

(5) 首相布告 (Prime Minister's Decree: Damlad)

首相布告は、政府機関の提言に基づき、首相が発する法令であり、大きく、特別布告と立法的布告とに分けることができる。

特別布告は、政府部門の長官の指名、公務員の表彰等の行政上の目的で発せられる。

立法的布告は、更に一般立法的布告と実施布告の2つに分類することができる。一般立法的布告は、国家主席令の上記第一のタイプと同様に、その分野を規制する法律がない場合に、発せられるものであり、施行布告は、既に効力を有する法律の効果的な実施を確保するための細則である。

(6) 政令 (Resolution of the government: Mathitoklong-Ladthaban)

政府は、社会経済・科学技術の分野における管理並びに国防・治安及び外交問題につき決定・命令を下すことができるとされる（憲法第57条第4号）。

(7) 省令 (Ministrial Order: Kokamnot Kon Kasuwan)

各省の大臣、省相当機関の長官又は首相に直属する機関の長官が、上位の機関による法令を実施することを目的として、それぞれの部門の活動を定めるために発せられる。

(8) 知事通達 (Governor Instruction: Kokamnot kon Kuen)

知事通達は、知事の責任と義務に基づいて、所掌事務を執行するため、その下部組織に対し指示をし、又は公務員の指命、解任のために用いられる。

※ このほか、ラオスの英字紙「Vientiane Times」や各種資料を見ると、Notificationが多数発布されているようであり、ラオス司法省担当者の説明によれば、これは、実施細則や解釈指針を示すものであるということであるので、日本の通達に当たるものと思料される。

## 第2 立法手続

ラオスには、これまで、立法手続全般を規定する法令は存しない。立法手続について規定するものは、法律草案作成過程の改善に関する首相府通達1994年5月26日第662号 (Notification of the Prime Minister's Office, No. 662/PM, dated 26 May 1994) 及び法律草案の政府に対する作成及び提出手続に関する同1996年7月19日第5号 (Notification of the

Prime Minister's Office, No. 05/PM, dated 19 July 1996) のみである。

しかしながら、これらの通達は、曖昧で、かつ、関係官庁が法律草案を提出する手続及びその政府内の採択手続が明確に規定されていないため、司法省において、新たに法規起草に関する法令を作成中である。

## 1 法律草案作成過程

1991年ラオス憲法の下では、以下の者が、国会に対し、法案を提出する権限を有する（憲法第46条）。

- ・ 国家主席
- ・ 国会常任委員会
- ・ 政府
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 検事総長
- ・ ラオス婦人同盟、ラオス革命青年同盟、労働組合のような中央レベル大衆組織

しかしながら、現実には、現行法律は、すべて政府発案によるものである（現行法律のリストは、別添資料参照）。

また、国会法第53条第1項には、「憲法第46条の規定に従い、法案を提出する権利を有する機関及び組織は、法案を作成する前に、国会常任委員会に対し、当該法案を作成する目的及び理由を記載した提案書を提出しなければならない。」とされ、同条第2項には、「国会常任委員会は、当該提案を受理した日から15日以内に提案に対して回答しなければならない。」と規定されている。

したがって、政府が法案を発案する場合も、法案作成前に、国会常任委員会に対し、法案作成の承認を求め、その承認を得た後、以下の手続に沿って、法案を作成することとなる。

## 2 政府発案による立法過程

現在、国会に提出される法案のほとんどが政府提案によるものである。この立法過程で主要なものは、以下の5点である。

- ① 最初の草案は、所管官庁（Line Ministry）によって起草される。
- ② 所管官庁が起草した草案は、司法省に提出され、法的な審査が行われる。
- ③ 司法省の法的審査を経た後、草案は、政治的及び法的審査のため、首相府の法制課に提出される。首相府での審査が実施されている際、草案は、同時に、政治的な審査を受けるため、共産党の中央委員会に提出される。
- ④ その後、政府大臣会議の承認を経て、草案は、最終審査及びこれに続く採択のため、国会に提出される。
- ⑤ 最後に、国家主席は、法律を公布するために布告を出し、これにより、法律は施行される。

### 3 所管官庁による草案作成

前記首相府通達1994年5月26日第662号によると、所管官庁及び関係官庁は、法案作成を開始する責務がある。当該通達は、所管官庁に対し、法案及び他の法的文書、例えば、布告、規則の第一草案を準備し、その後、司法省に対し、これらの草案の法的審査のために提出することを求めている。また、当該通達は、関係官庁に対し、法案作成を支援するため、法務部を設置するように求めている。

しかしながら、現実には、ほとんどの所管官庁は、法律的素養のある職員を有していない。

また、法案作成のためのマニュアルもない状況で、所管官庁は、法案の作成をせざるを得ない状況にある。

そのため、各官庁が法案を起草するに当たり、しばしば、外国人専門家がこれを支援している。

しかし、それらの外国人専門家は、ラオスの社会経済的状況及び政治システムに適合した草案を作成することができない。

一方、草案起草に携わるラオス政府の職員は、外国人専門家に対し、草案によって規制される問題に関係するラオスの慣習や政策に関する十分な情報を与えることができない。これは、ラオス政府職員の専門知識及び法律的知識の不足、並びに言葉の障害に基づくものである。

その結果として、所管官庁から提出された多くの草案は、ラオスの社会経済情勢に適合したものではなく、規制しようとする分野に関する政府の要請にもこたえたものとはなっていない。

さらに、所管官庁から提出された草案は、しばしば、ラオスで用いられる法的な形式にも則っていない。

そのため、ほとんどの場合、司法省は、草案を作成し直すことを余儀なくされている。また、関係官庁は、ほとんどの場合、草案の説明文書及び関係資料を添付せずに、司法省に対し草案を提出してくるので、司法省は、草案の十分な法的審査をするのに困難を強いられている。

さらに、ラオスにおいては、法律以外の法令について、公布の方法が定められておらず、特に省令以下の法令については、情報を網羅的に集積する体制が構築されていないため、司法省は、すべての法令を把握していない状況で、法案の審査を実施しなければならない。

したがって、司法省は、多くの場合、簡単な法的審査のみしか実施できない。

### 4 司法省における法的審査

所管官庁から送られた法律草案は、司法省の法制局に提出される。

提出を受けた司法省法制局では、当該法案を審査し大臣に提出する法的意見の作成を担当する法律専門家を、関係部署から指名する。

最終的に、司法省は、首相府に対し、法的意見とともに、草案に関する簡単な説明文書を作成する責務を負っている。

ところで、司法省の法案審査手続について、他の官庁から、非常に手続が遅いという批判を受けている。

しかし、この批判は事実であり、法制局には、経験のある法律専門家は、3人しかおらず、他の17人の職員は、ラオス国立大学法政治学部を卒業したばかりである。これらの若い職員は、法制局で仕事をするために必要な法律情報の調査、法的な思考及び法律文書作成の技術の研修を受けたことがない。

また、ラオスには、法律を起草するために必要な情報検索のための方法や、参考文献がない。そのため、司法省法制局は、これらの困難な業務を効果的かつ必要とされる時期に果たすことができない。

そこで、司法省では、外部からの要請にこたえ、内部的な人材不足を補うため、他の国家機関からも専門家を招聘して構成した法案審査委員会と呼ばれる専門家グループに法律草案の審査につき援助を仰いでいる。

これらの専門家は、最高人民裁判所副長官、最高人民検察院次長検事、国会法務委員会委員長並びに司法省次官、官房長及び法制局長である<sup>\*18</sup>。

これらの専門家は、司法省における法的審査について重要な役割を果たしているが、専門家自身、本来の業務を抱えており、法律草案の法的審査にかけられる時間は十分ではなく、法律草案の法的審査を実施する場合、夜間又は週末に実施しているのが実情である。

この法案審査委員会は、法律上に規定に基づき設置されたものではなく、公的な機関ではないため、これに関与する専門家が実施している法律草案の法的審査業務については、膨大な時間を要する作業であるにもかかわらず、国家からの行政的な補助もなければ、施設及び資金等の提供もない。しかしながら、これらの専門家は、献身的な人物であり、自ら進んで、ラオスの司法制度改革に取り組んでいる。

また、一方、これらの専門家は、才能があり、ラオスにおいて最も優れた法的素養を有する者たちであり、一般的に法律に規定しなければならない事項や、これまでに制定された法律が規定している事項についてはよくわかっているが、すべての法律分野にわたって、専門的知識及び実務的経験を有しているわけではなく、特定の分野について

---

\*18 現在のメンバーは、以下のとおりである。

- ① 最高人民裁判所副長官－ダボン・ヴァングヴィチット (Mr. Daovone Vangvichith)
- ② 最高人民検察院次長検事－ソムリット・チャンタチャック (Mr. Somlith CHANTHACHAK)
- ③ 国民議会法務委員会委員長－ケヨン・ノツアイヴィボン (Mr. Keyoun Nhotsayvibon)
- ④ 司法省次官－ケット・キエットサク (Mr. Ket KIETTISAK)
- ⑤ 司法省官房長－キシシ・シンパンガム (Mr. Kysinh SINGPHANNAM)
- ⑥ 司法省法制局長－カムコン・リエムパチャン (Mr. Khamkong LIEMPHACHANH)

※ なお、このうち、①～③の3名が、第3回ラオス国別特設法整備支援研修に参加しているほか、⑤が第1回、⑥が第2回の国別特設法整備支援研修に参加している。

は、所管官庁の方が熟知している。

そこで、これらの専門家の専門的知識及び実務経験を補うために、当該法案の所管官庁担当者が、審査に協力して、法的審査を実施している。

しかしながら、この法案審査委員会は、法的に認められた機関ではないので、ここでも、所管官庁の担当者が、審査に協力する義務はないということで、自らの業務が忙しいと協力を渋ることが多い。

しかも、これらの専門家は、いずれも、古い体制下で法学教育を受け、その後、旧ソ連に留学し法学を学んだ者などであるため、彼らは、市場経済体制における法学教育を受けていない。

一方、この法案審査委員会は、法律草案の法的審査を実施するため、多くの外国法の調査及び研究を実施する必要がある。例えば、同委員会は、ラオス憲法を起草した際、37か国の憲法を研究した。

しかし、ラオスには、十分な法律図書やインターネットのような高度に発達した情報収集手段がないため、同委員会独自では、法律情報に対して、系統的、計画的に情報収集する手段がない。

こういった状況にあるにも関わらず、関係官庁は、外国から法律専門家を招聘し、起草にかかる法律の基本概念に関するワークショップを開催する際、法案起草委員会のメンバーを招待しなかったり、あるいは、これらのメンバーが出席できない日程が組まれたりして、これらの専門家が、十分な知識を得ることができないため、的確な法案審査の実施が困難となっている。

## 5 首相府における政治的・法的審査及び大臣会議による承認

司法省における法律草案の審査が終了すると、法律草案は、首相府の法制課に送付される。理論上、首相府法制課は、大臣会議の前における法律草案の最終審査を実施する責務を負っている。

しかしながら、実際には、首相府法制課に、ここ数年、法学教育を受けた人材がいないため、草案は、直接、党の中央委員会に政治的な審査のために送付され、その後、法律草案は、大臣会議に提出される。

大臣会議には、全大臣が招集され、法律草案を修正するため、草案に対する意見及び助言を求められる。実際には、前述の法案審査委員会が、了解した法律草案については、政府においてもそのまま承認されるのが実情である。

大臣会議において、法律草案が承認されなければ、当該草案は、法律草案が承認されなかった理由を付して、関係官庁に差し戻される。政府は、関係官庁に対し、草案を修正する方向性について指示し、次回の大臣会議までに、草案を再提出するように依頼する。

その後、政府は、大臣会議により草案が承認されれば、人民革命党中央委員の意見を添えた上で、国会会期の遅くとも30日前に国会常任委員会に提出しなければならない。

## 6 国会での法律草案の審議及び採択

国会常任委員会は、法律草案を受理すると、法律草案を国会の他の6委員会<sup>\*19</sup>に配布する。

これらの委員会は、草案を検討及び審査し、意見を常任委員会及び国家主席に提出する。この段階において、法律草案は各委員会の意見により修正が施される。

このようにして、常任委員会が、提案された法律草案について異議がなければ、法律草案は、審議のため、通常国会の議事に付される。

常任委員会が法律草案を承認しない場合、法律草案は、再検討のため政府に差し戻される。

常任委員会は、通常、関係大臣、国会法務委員会委員長及び司法大臣で構成される小委員会を組織し、通常国会の議事において、これに、法律草案の説明をさせる。これを第一読会と呼んでいる。

その後、法律草案は、国会議員に配布され、各議員は、法律草案をそれぞれの選挙区の議員事務所を通じて、国民に対して提示する。

この段階で、各地区の国民は、その代表者か、国会議員を通じて、国会に対し、法律草案に関する意見を述べることができる。

その後、次の国会の議事において、小委員会は、法律草案を逐条に説明していく第二読会を実施する。

この説明を受け、国会議員は、法律草案を審議するが、その審議において法律草案に対し寄せられた意見及び助言は記録される。

記録されたこれらの意見等に基づいて、常任委員会及び小委員会は、法律草案を修正した上、修正された法律草案が、再び、通常議会の議事に付される。

草案に関し、更に審議する必要がなければ、国会議員による採決が行われる。

ラオスは一党支配の政府であること、国会議員が早い段階から関与し、十分な審議が行われることから、法律草案の採択は、しばしば全会一致で採択される。

## 7 国家主席による法律の公布

国会による法律の採択の後、国家主席は、30日以内に、法律を公布しなければならない。

- 
- \*19 ① 法務委員会 (Law Committee)  
② 経済金融委員会 (Economic and Financial Committee)  
③ 国防委員会 (Committee on National Defense)  
④ 文化社会委員会 (Cultural and Social Committee)  
⑤ 少数民族委員会 (Committee on Ethnic Affairs)  
⑥ 外務委員会 (Committee on Foreign Affairs)

※ なお、1993年当時の国会法では、国防委員会は存在せず、総務委員会 (Secretariat Committee) となっている。これについては、国会法務委員会の下にある法務部長に確認したところ、総務委員会を事務局に改編し、新たに、国防委員会を新設したが、これに伴う法改正を行っていないということであった。

この期間中であれば、国家主席は、国会に対し法律案の再審議を要求する拒否権を有する。

しかし、再審議の結果、国会が、再度当該法律案を採択すれば、国家主席は、15日以内に法律を公布しなければならない（以上、憲法第47条）。

採択された法律は、通常、公布後90日で施行される。

この期間内に、政府は、国民に対し新法を広報し、また、関係官庁は、法律施行の準備を行うことができる。

## 8 立法手続における国民参加

国民は、二つの段階において、立法手続に関与することができる。

まず第一に、関係官庁が最初の草案を準備する際、関係官庁は、草案作成チームを地方に派遣して、一般国民の意見を聴取する。

このとき、各種団体の代表が、プロビンス政庁で開催する会合に招待され、その会合において、草案作成チームは、法律草案の基本的な法律上の原則を説明し、各種団体の代表からの草案に対する意見を求める。

草案作成チームは、通常、アンケート及び論点を準備し、事前に、これらに関係団体に送付している。

また、草案作成チームは、当該法案に利害関係を有する関係者から事情を聴取しており、こういった機会に、国内外の非政府団体の代表者は、草案に対する意見を述べることができる。例えば、科学・テクノロジー・環境庁が、環境保護法を起草したとき、多くの非政府団体が法案起草に参加し、同法律は、修正を繰り返す、第7案まで改訂された。

立法手続に対する国民の関与が認められる第二の場合は、国会の議員が法律草案を選挙区で、議員事務所を通じ、一般国民に提示するときである。

その際、国民は、法律草案に対し、その勧告、提案及び意見を述べることを奨励されている。そして、国会の議員は、国会常任委員会に対し、その国民の意見等を報告する。

しかしながら、国民から法律草案に対する意見を聞くための手続に対する財政的な補助が十分ではないことから、ラオスにおける立法手続への国民参加は非常に限定的なものとなっている。

## 第3 立法手続における問題点

立法手続における問題点については、既に、手続の流れの中でも、いくつか触れているが、それら以外にも、指摘すべき問題点としては、以下のような問題点が挙げられる。

### 1 立法手続過程の記録の欠如

立法手続過程について、そのほとんどの過程につき、議論の内容が口頭で行われるのみで、記録としても文書が残されていない。

そのため、法案作成者相互の間、法案作成者と法案審査委員会関係者の間、これらの

者と外国人専門家の間、さらには、これらの者と国会との間など、各関係者間の連絡及び他の関係者の議論の内容についての情報の共有がほとんど行われていない。

そのため、立法手続過程での議論が、法律制定時に、国会での討議の参考にされないばかりか、法律成立後において、法律を実際に適用する場合の指針、解釈指針、又は改正上の指針等としてほとんど利用することができない。

## 2 立法手続過程の終局過程における所管官庁の関与の欠如

立法手続過程において、所管官庁担当者の関与は、第一次草案の作成及びその後の法案審査委員会での審査段階程度までは認められるが、その後の関与はほとんど認められず、起草された法案に関係する分野における所管官庁担当者の専門的知識及び実務経験は、立法手続過程の終局段階に行くにしたがって、ほとんど生かされなくなっている。

また、上記立法手続過程の議論の記録が残されないことと相まって、当該法律を運用する所管官庁担当者において、最終的に採択された法律の理解が十分でない状況が生まれ、これが、的確な法律執行を困難にしている。

## 3 関係官庁との意見調整の欠如

法案が首相府に送付された後の大臣会議で審議されるため、すべての関係官庁が法案に関する意見を述べる機会が一応あるといえるが、司法省での審査段階においては、利害関係を有する関係官庁との、実務者レベルでの意見調整手続が確立されていない。さらに、司法省において法令の集積が十分に行われていないことから、法案とこれまでの法令との調整が不十分なまま立法されてしまう。

## 4 外国からの専門知識の継受の問題

外国人専門家が、法案作成に対し支援する場合、法案の特定の規定とラオスの実情との関係について何らの説明もなく、洗練された法案を作成したり、また、自らの任期中の法案完成を急ぐあまり、ラオスの実情に対し全く配慮せず、自らが知っている法案の内容にしてしまう傾向があり、法案完成後には任期終了に伴って、ラオスを出国することも多く、結局、その後の法案審議過程において、外国からの専門知識を生かすことができない状況にある。

## 5 立法手続過程における法執行に対する配慮の欠如

立法手続過程において、法を執行するための配慮に欠け、施行細則等を合わせて起草することが行われていない。

施行細則等に基づく運用指針の欠如は、しばしば政府職員が法律を運用しないための口実に使われている。

そのため、既に制定された法律の中には、施行されないまま放置されているものがある。



一例として、公証人法が挙げられる。公証人法は、国会において、1991年12月30日採択され、翌1992年4月3日公布された。

ただ、公証人法制定段階から、公証人事務所等の設立や公証人の育成などは全く前提とされておらず、そのため、同法は、その後、約7年間施行されないまま放置されていた<sup>\*20</sup>。

こうしたことから、公証人法は、ラオスの実情において、制定する必要のあった法律であったかという問題を提起しており、また、必要性に基づいた優先順位に基づく立法が行われていない例として挙げられている。

---

\*20 公証人制度については、ようやく、1999年9月22日首相布告21号によって、司法省内に公証人局を設立する規定が設けられた。

ただ、同布告も、2000年5月3日になって、ようやく施行され、同日、司法省内に公証人局が実際に設立され、暫定的に、司法省公証人局において、公証人業務が開始された。

この業務開始に当たっても、直前に、3か月間、公証人局長になる職員をフランスに派遣して、研修を受けさせたのみであり、十分な準備がなされたものとは言えない。

その後、2000年9月20日、公証人1名が任命され、ビエンチャン特別市に、公証人事務所が開設され、事務員2名とともに、業務が開始された。

この段階においても、前記公証人局長が、公証人を指導しているのみで、事務所開設ための十分に準備している形跡はない。

こうして、ようやく、法律の意図した体制が実現したが、それでも、公証人事務所は、未だ、全国で1か所にすぎない。

別添資料  
(体系別)

No.	法律名	Names	Law no.	Adopted	Promulgated
<b>公法 1</b>					
15	憲法	Constitution of the Lao PDR		1991/8/14	1991/8/15
19	国会法	Law on National Assembly		1993/2/25	1993/3/23
38	国会議員選挙法	Law on Election of Members of the National Assembly	5/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
4	人民裁判所法	Law on People Court	32/PSA	1989/11/23	1990/1/9
8	訴訟費用法	Law on Court Fees	5/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
3	人民検察院法	Law on People Prosecutor's Office	P31/PSA	1989/11/23	1990/1/9
17	公証人法	Law on Notary	4/PSA	1991/12/30	1992/4/6
27	国家組織法	Law on Government of the Lao People's Democratic Republic	1/95	1995/3/8	1995/3/30
<b>公法 2</b>					
24	国家予算法	Law on State Budget	5/94	1994/7/18	1994/8/13
30	租税法	Tax Law	4/95/NA	1995/10/14	1995/10/26
23	関税法	Custom Law	4/94	1994/7/18	1994/8/13
<b>公法 3</b>					
28	国防義務に関する法律	Law on National Defense Obligations	2/95	1995/3/8	1995/3/30

41 環境保護法	Law on Environmental Protection	2/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
42 都市計画法	Law on Urban Planning	3/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
43 道路法	Law on Roads	4/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
44 教育法	Law on Education	3/NA	2000/4/8	2000/4/26
46 道路交通法	Law on Road Traffic	2/NA	2000/4/8	2000/5/22
<b>民法</b>				
5 財産法	Property Law	1/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
26 担保法	Law on Security	7/94	1994/10/14	1994/11/5
34 土地法	Land Law	1/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
6 契約法	Law on Contract	2/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
9 国籍法	Law on Lao Nationality	6/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
11 不法行為法	Torts Law	8/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
10 家族法	Family Law	7/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
16 戸籍法	Law on Family Registration	3/PSA	1991/12/30	1991/4/6
7 相続法	Inheritance Law	3/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
<b>商法</b>				
22 事業法	Law on Business	3/94	1994/7/18	1994/8/13
<b>民事訴訟法</b>				
12 民事訴訟法	Law on Civil Procedure	9/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
25 破産法	Law on Bankruptcy	6/94	1994/10/14	1994/11/5

## 刑法

---

1 刑法	Penal Law tical Products	29/PSA	1989/11/23	1990/1/9
------	-----------------------------	--------	------------	----------

## 刑事訴訟法

---

2 刑事訴訟法	Criminal Procedure	30/PSA	1989/11/23	1990/1/9
---------	-----------------------	--------	------------	----------

## 社会法

---

21 労働法	Labour Law	2/94	1994/3/14	1994/4/21
--------	------------	------	-----------	-----------

## 経済法

---

### 金融・証券

31 国立銀行法	Law on the Bank of Lao PDR	5/95/NA	1995/10/14	1995/10/26
14 企業会計法	Enterprise Accounting Law	12/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
13 保険法	Insurance Law	11/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24

### 貿易・投資

---

20 外国投資促進管理法	Law on Promotion and Management of F oreign Investment in the Lao People's Democratic Republic	1/94	1994/3/14	1994/4/21
29 国内投資促進法	Law on Promotion of Domestic Investment	3/95/NA	1995/10/14	1995/10/26

## 農水

---

32 森林法	Forestry Law	1/96	1996/10/11	1996/11/2
39 農業法	Law on Agriculture	1/98/NA	1998/10/10	1998/11/6

## 工業

---

40 工業生産法	Law on Industrial Manufacturing	1/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
----------	---------------------------------------	---------	----------	-----------

## 資源・エネルギー

---

33 水及び水資源法	Law on Water and Water Resources	2/96	1996/10/11	1996/11/2
35 電力法	Electricity Law	2/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
37 鉱業法	Mining Law	4/97/NA	1997/4/12	1997/5/31

## 運輸

---

36 陸上輸送法	Law on Land Transportation	3/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
----------	-------------------------------	---------	-----------	-----------

## その他

---

18 法律改正に関する法律	Law on Amendment of Laws	5/PSA	1991/12/30	1992/4/6
45 薬物に関する法律	Law on Drugs and Pharmaceutical Products	1/NA	2000/4/8	2000/5/22

(成立順)

ラオス現行法律リスト

No.	法律名	Names	Law no.	Adopted	Promulgated
1	刑法	Penal Law	29/PSA	1989/11/23	1990/1/9
2	刑事訴訟法	Criminal Procedure	30/PSA	1989/11/23	1990/1/9
3	人民検察院法	Law on People Prosecutor's Office	31/PSA	1989/11/23	1990/1/9
4	人民裁判所法	Law on People Court	32/PSA	1989/11/23	1990/1/9
5	財産法	Property Law	1/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
6	契約法	Law on Contract	2/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
7	相続法	Inheritance Law	3/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
8	訴訟費用法	Law on Court Fees	5/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
9	国籍法	Law on Lao Nationality	6/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
10	家族法	Family Law	7/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
11	不法行為法	Torts Law	8/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
12	民事訴訟法	Law on Civil Procedure	9/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
13	保険法	Insurance Law	11/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
14	企業会計法	Enterprise Accounting Law	12/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
15	憲法	Constitution of the Lao PDR		1991/8/14	1991/8/15
16	戸籍法	Law on Family Registration	3/PSA	1991/12/30	1992/4/6
17	公証人法	Law on Notary	4/PSA	1991/12/30	1992/4/6
18	法律改正に関する法律	Law on Amendment of Laws	5/PSA	1991/12/30	1992/4/6
19	国会法	Law on National Assembly		1993/2/25	1993/3/23
20	外国投資促進管理法	Law on Promotion and Management of Foreign Investment in the Lao People's Democratic Republic	1/94	1994/3/14	1994/4/21
21	労働法	Labour Law	2/94	1994/3/14	1994/4/21
22	事業法	Law on Business	3/94	1994/7/18	1994/8/13
23	関税法	Custom Law	4/94	1994/7/18	1994/8/13
24	国家予算法	Law on State Budget	5/94	1994/7/18	1994/8/13
25	破産法	Law on Bankruptcy	6/94	1994/10/14	1994/11/5

26	担保法	Law on Security	7/94	1994/10/14	1994/11/5
27	国家組織法	Law on Government of the Lao People's Democratic Republic	1/95	1995/3/8	1995/3/30
28	国防義務に関する法律	Law on National Defense Obligations	2/95	1995/3/8	1995/3/30
29	国内投資促進法	Law on Promotion of Domestic Investment	3/95/NA	1995/10/14	1995/10/26
30	租税法	Tax Law	4/95/NA	1995/10/14	1995/10/26
31	国立銀行法	Law on the Bank of Lao PDR	5/95/NA	1995/10/14	1995/10/26
32	森林法	Forestry Law	1/96	1996/10/11	1996/11/2
33	水及び水資源法	Law on Water and Water Resources	2/96	1996/10/11	1996/11/2
34	土地法	Land Law	1/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
35	電力法	Electricity Law	2/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
36	陸上輸送法	Law on Land Transportation	3/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
37	鉱業法	Mining Law	4/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
38	国会議員選挙法	Law on Election of Members of the National Assembly	5/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
39	農業法	Law on Agriculture	1/98/NA	1998/10/10	1998/11/6
40	工業生産法	Law on Industrial Manufacturing	1/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
41	環境保護法	Law on Environmental Protection	2/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
42	都市計画法	Law on Urban Planning	3/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
43	道路法	Law on Roads	4/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
44	教育法	Law on Education	3/00/NA	2000/4/8	2000/4/26
45	薬物に関する法律	Law on Drugs and Pharmaceutical Products	1/00/NA	2000/4/8	2000/5/22
46	道路交通法	Law on Road Traffic	2/00/NA	2000/4/8	2000/5/22
47	衛生、予防及び健康増進に関する法律	Hygiene, Prevention and Health Promotion Law	1/01/NA	2001/4/10	2001/4/25
48	通信法	Transmission Law	2/01/NA	2001/4/10	2001/4/25